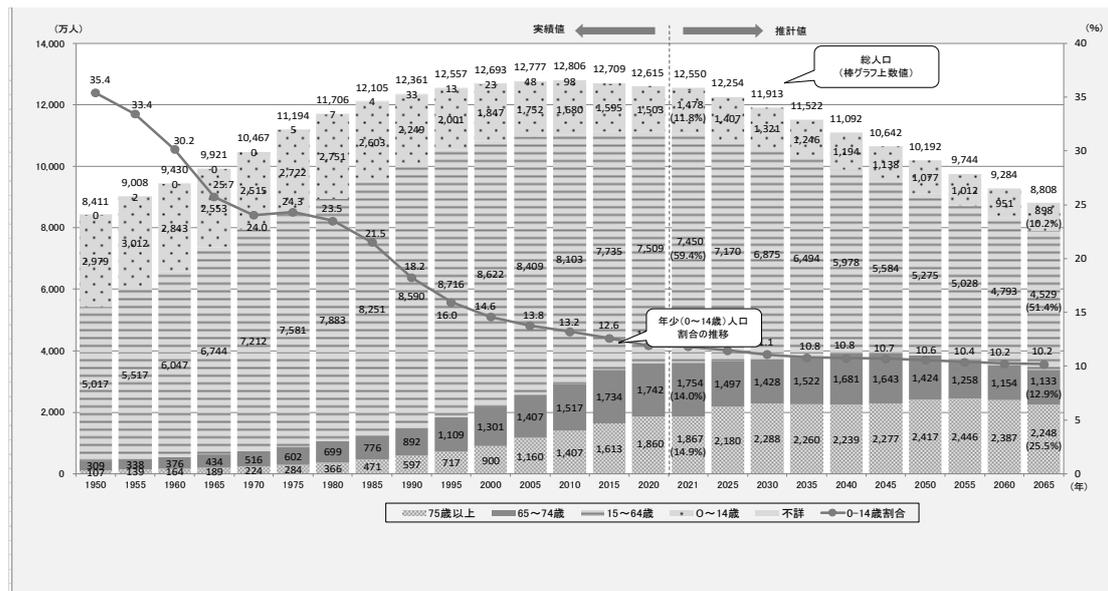


第2部 調査結果

第1章 日本及び諸外国の少子化データ

図2-1 年齢別人口割合
【日本】

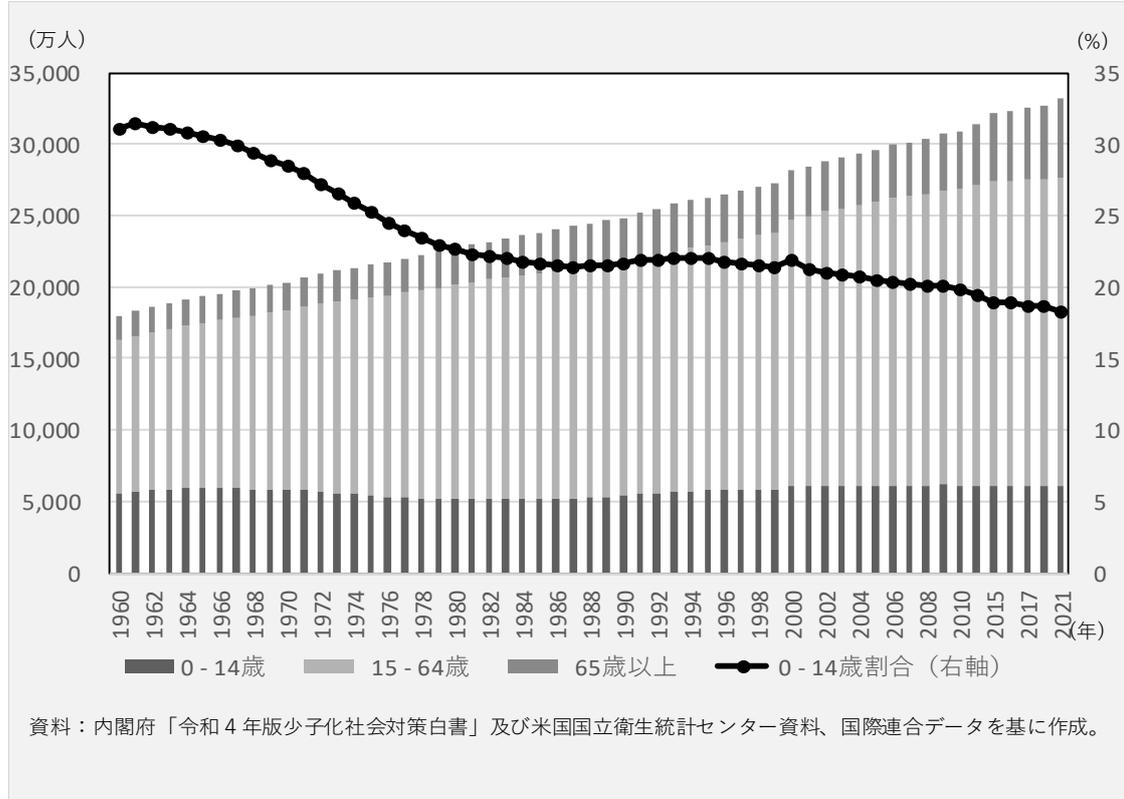


資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2021年は総務省「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成。

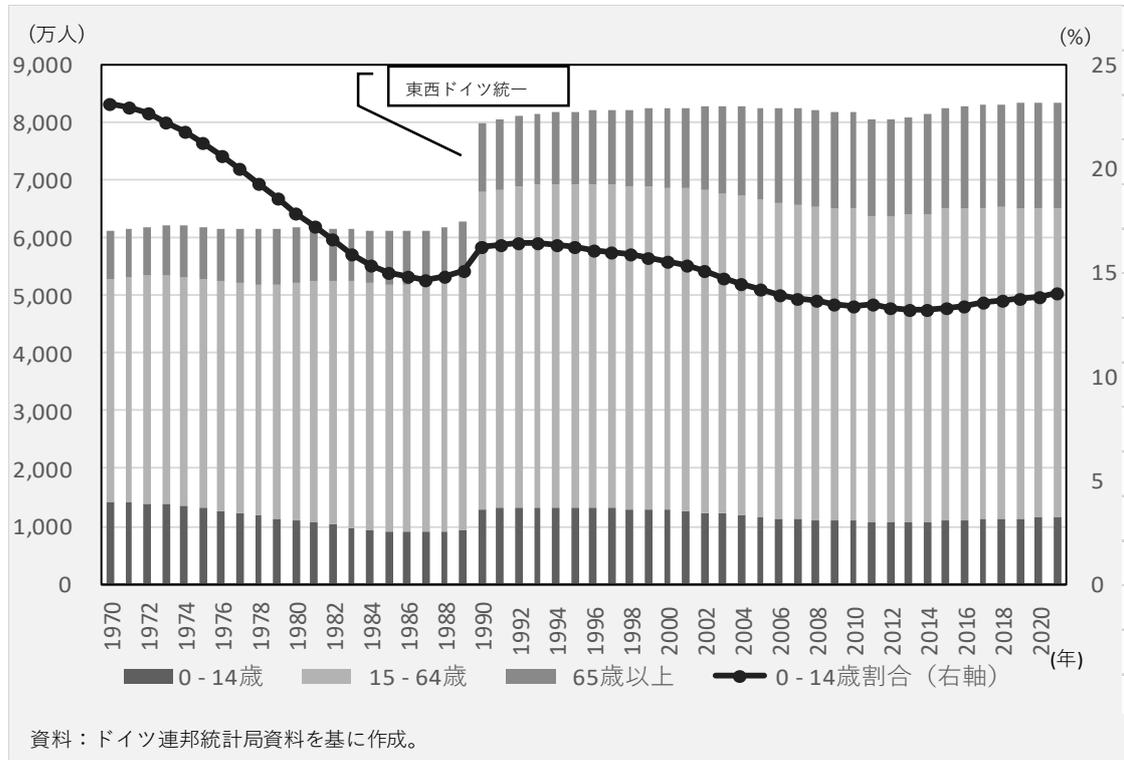
注：

- 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。20210年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～20105年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、下記の注釈における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
- 沖縄県の1950年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び1955年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
- 百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

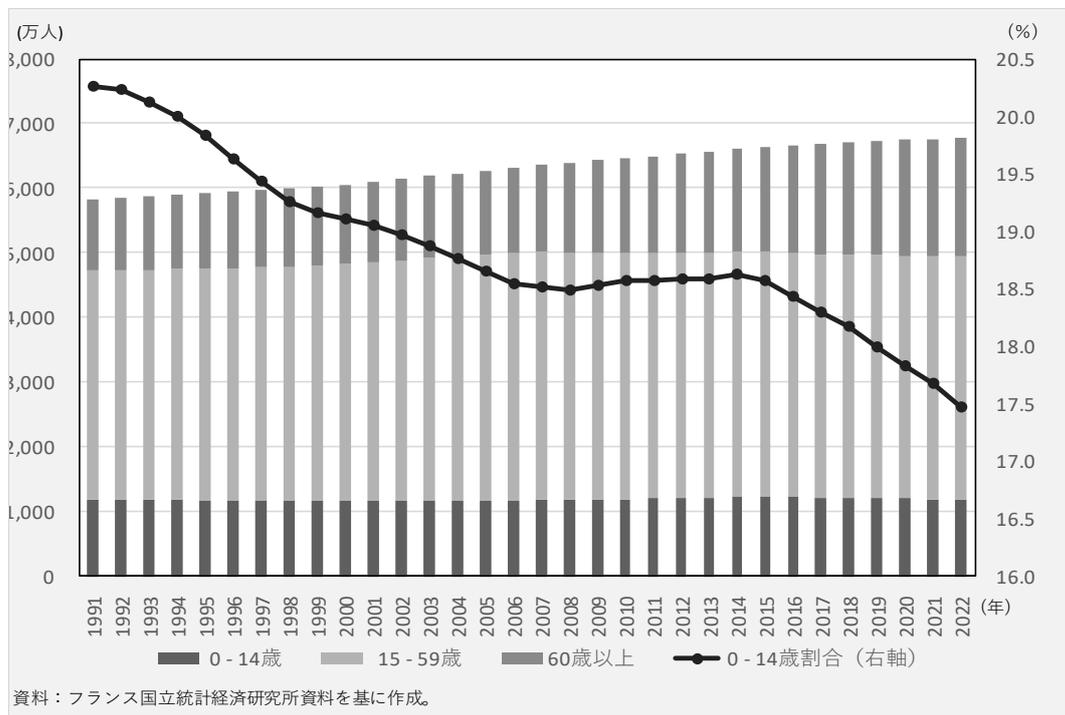
【アメリカ】



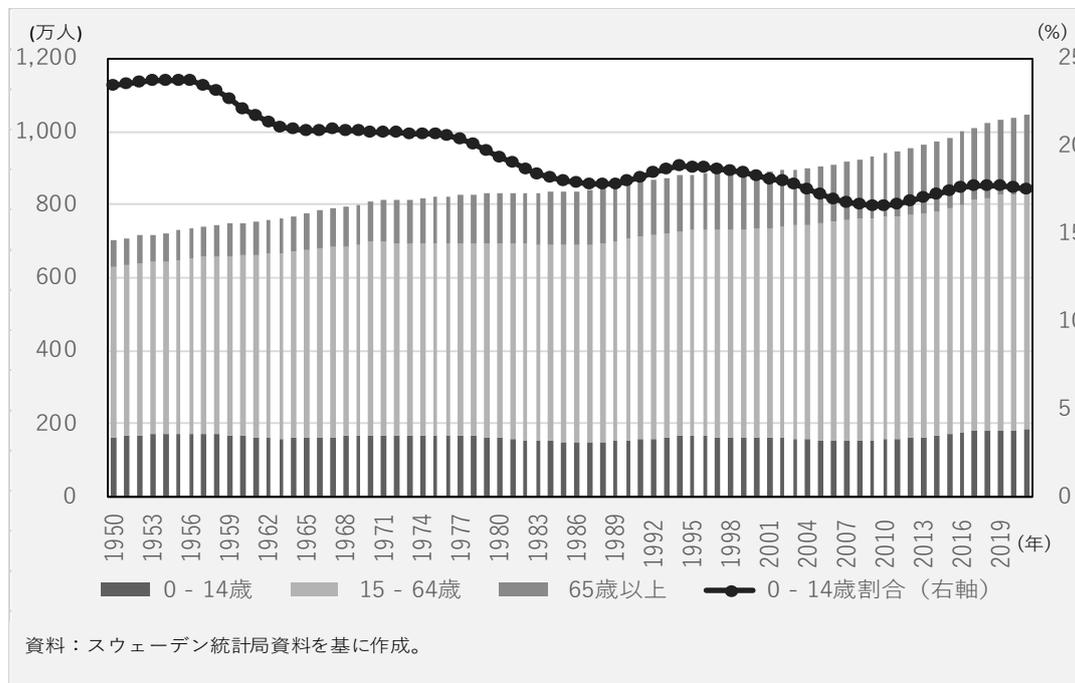
【ドイツ】



【フランス】



【スウェーデン】



【シンガポール】

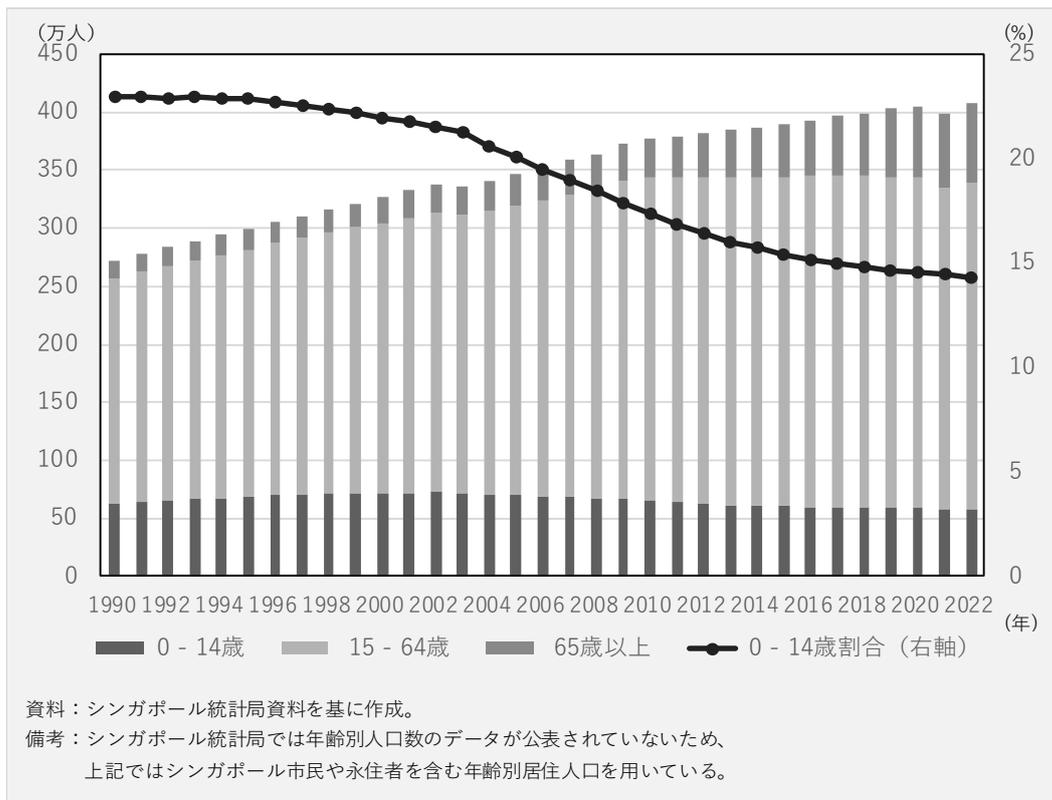


図 2-2 外国人流入人口

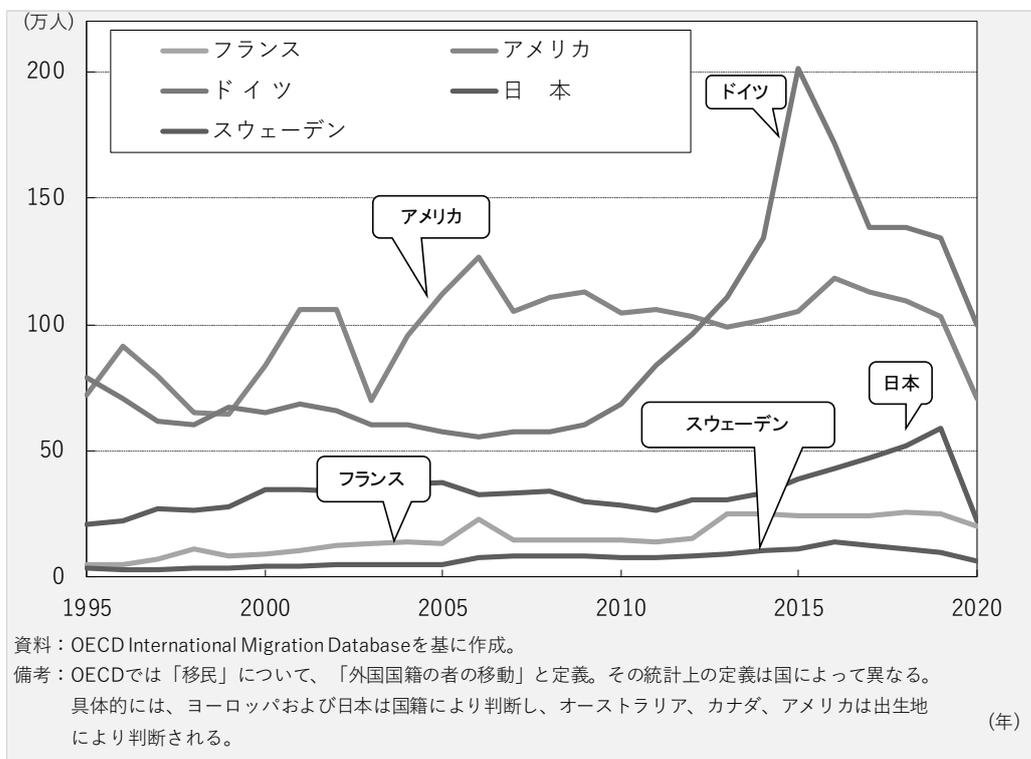


図2-3 外国人流出人口

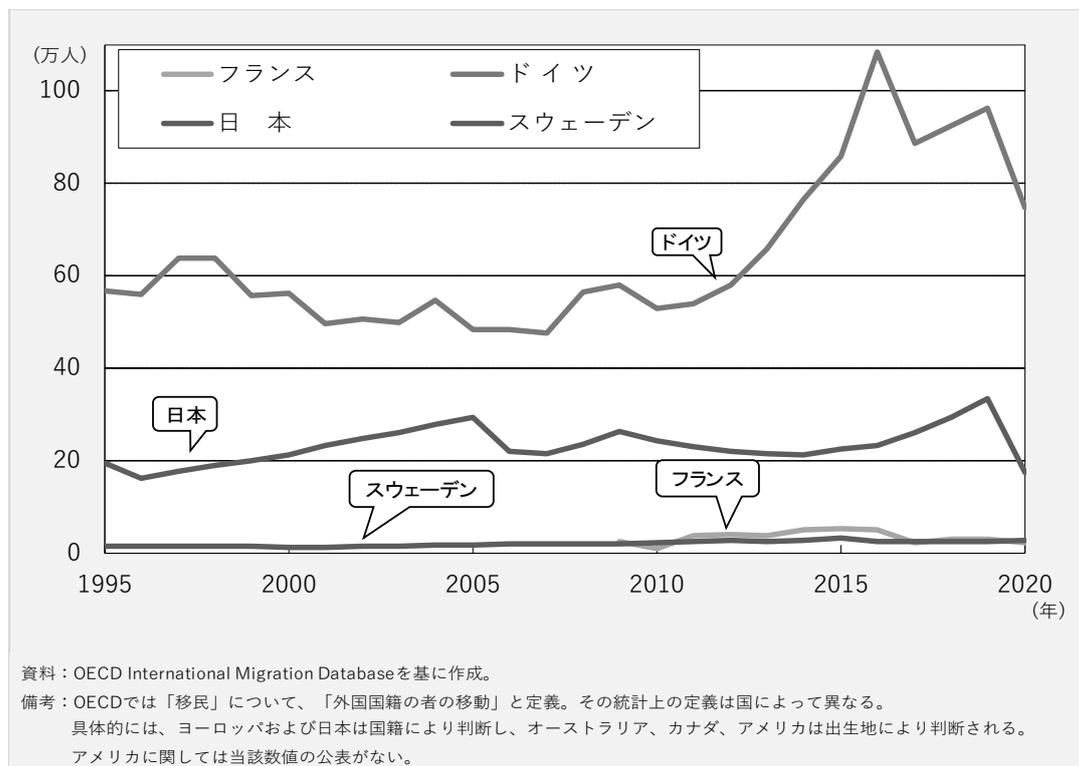
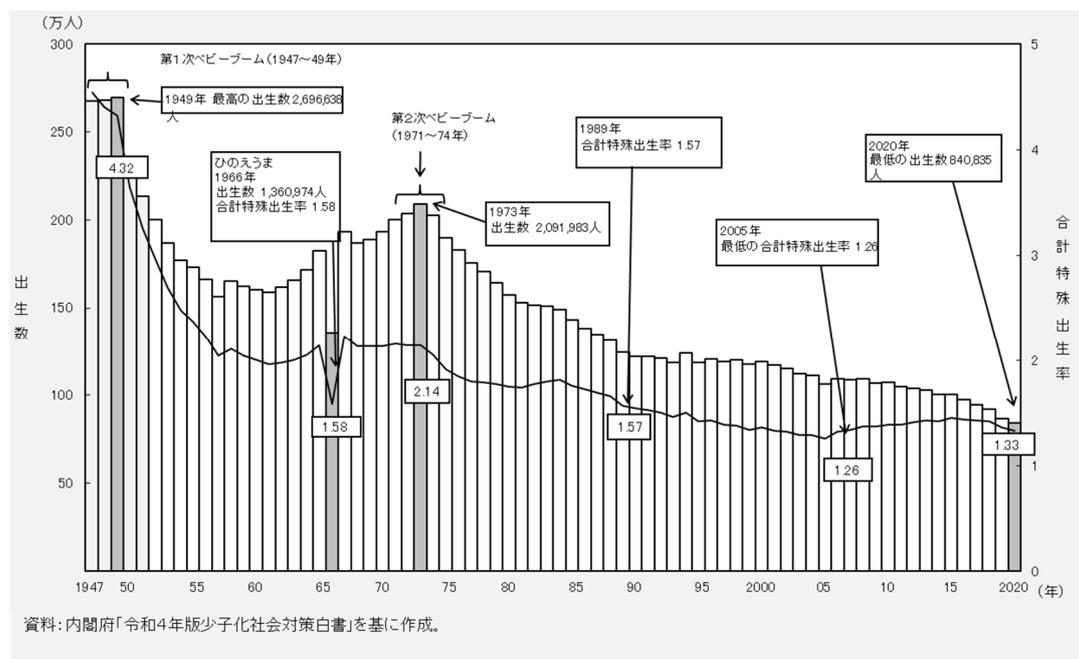
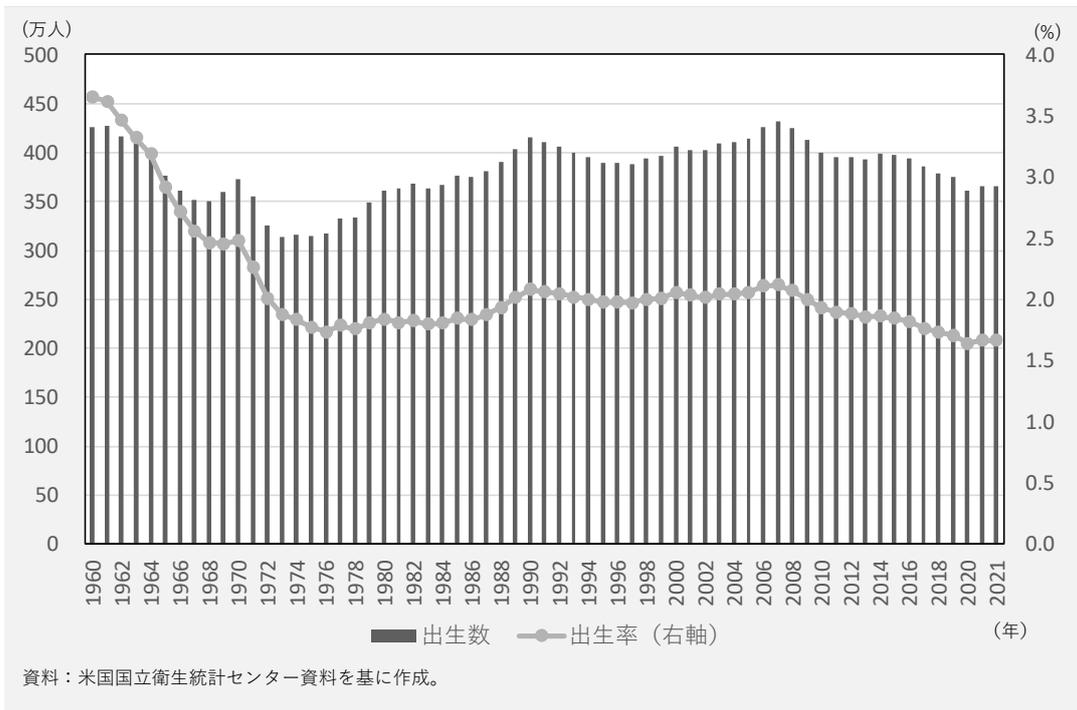


図2-4 出生数及び合計特殊出生率

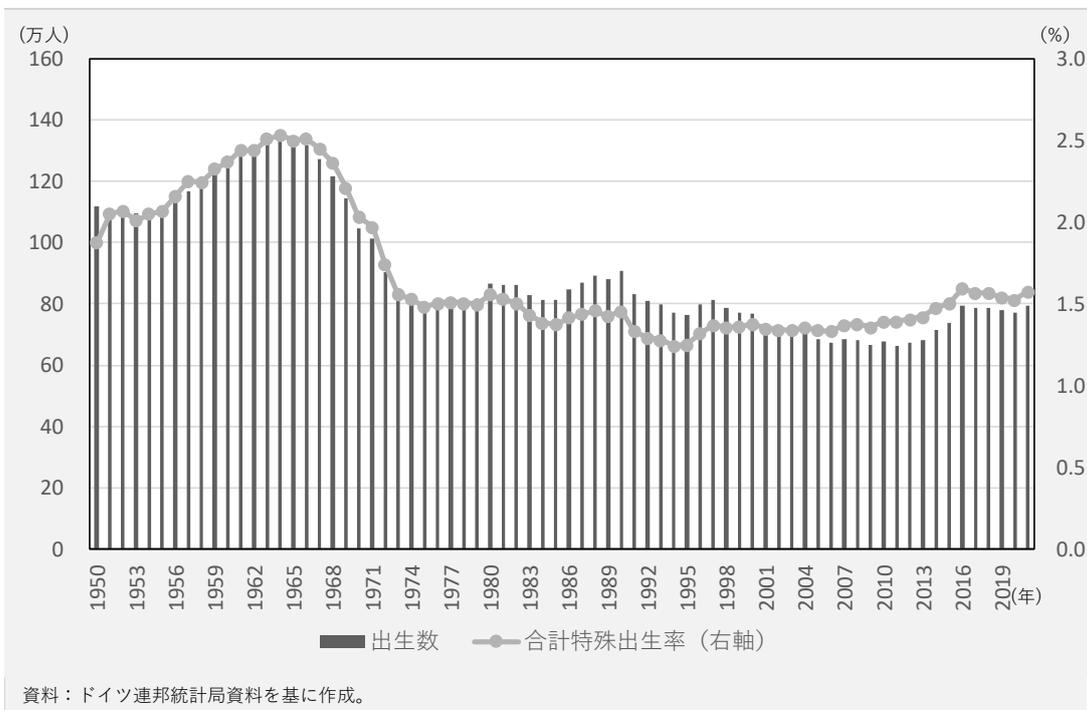
【日本】



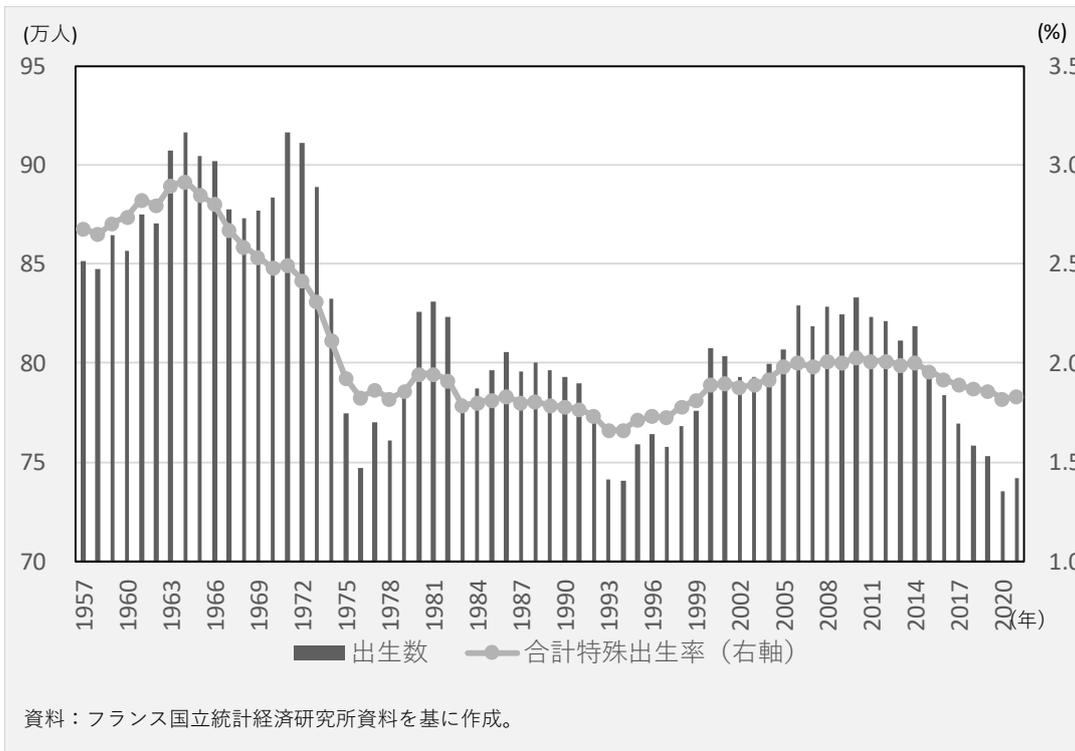
【アメリカ】



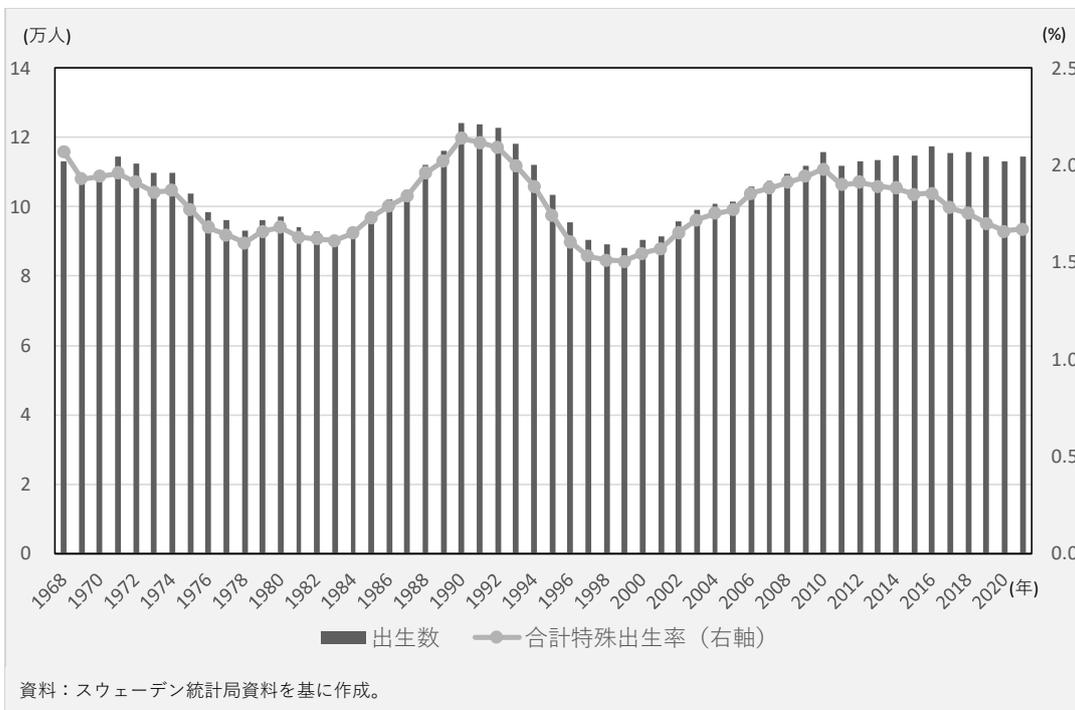
【ドイツ】



【フランス】



【スウェーデン】



【シンガポール】

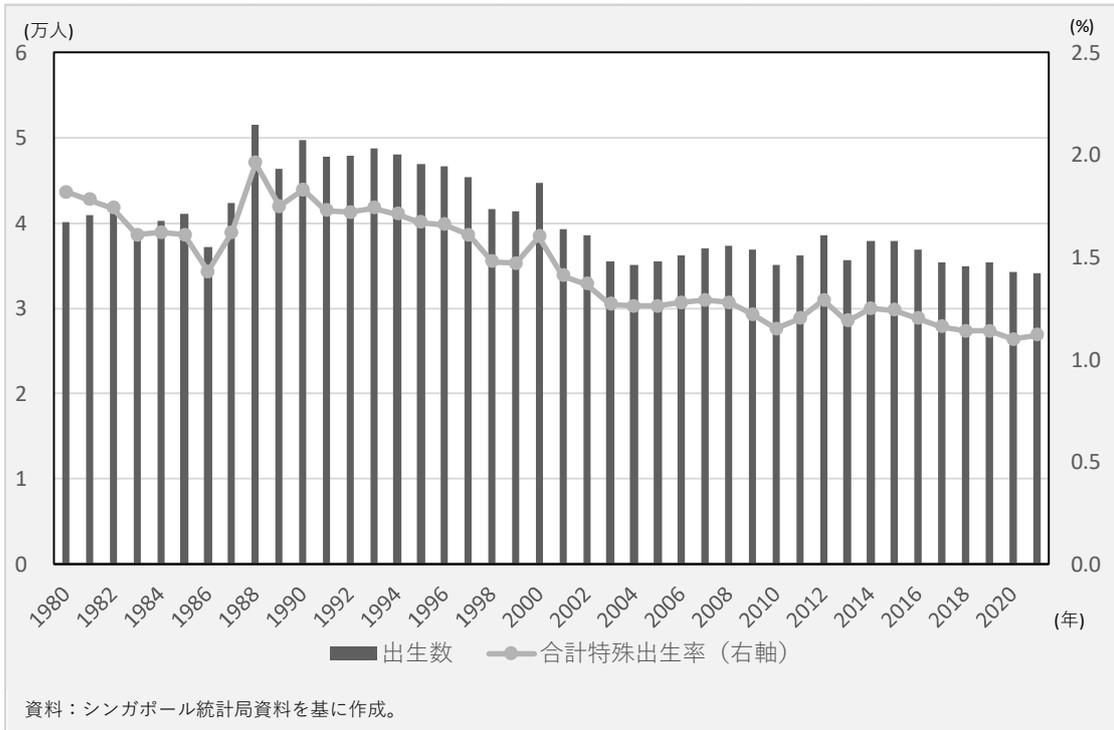


図2-5 コーホート出生率（1950年、1960年、1970年生まれ）

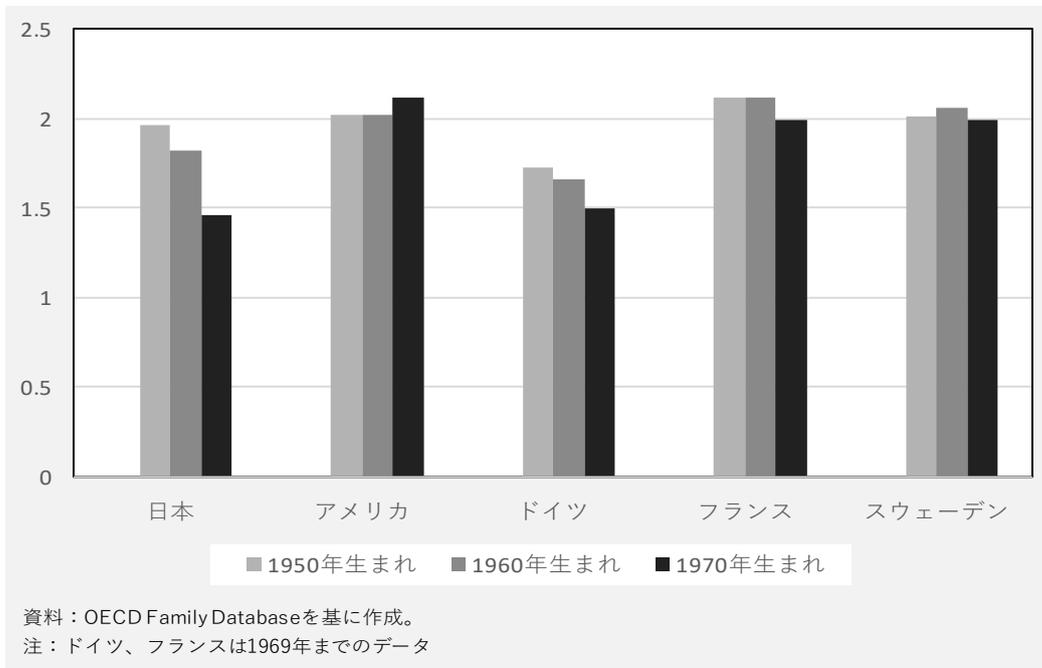
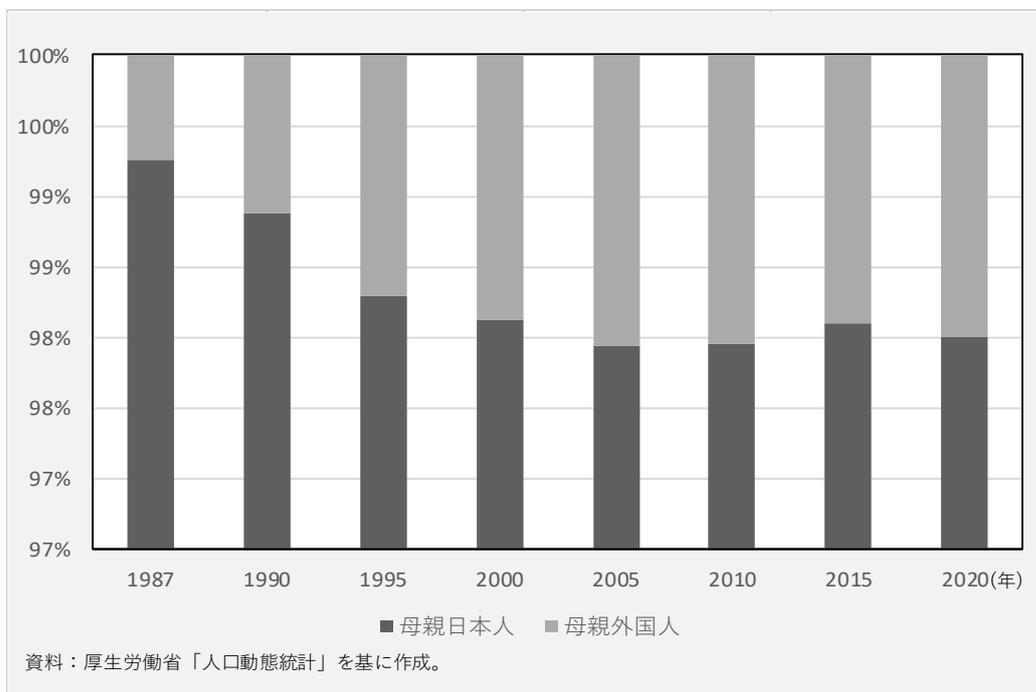
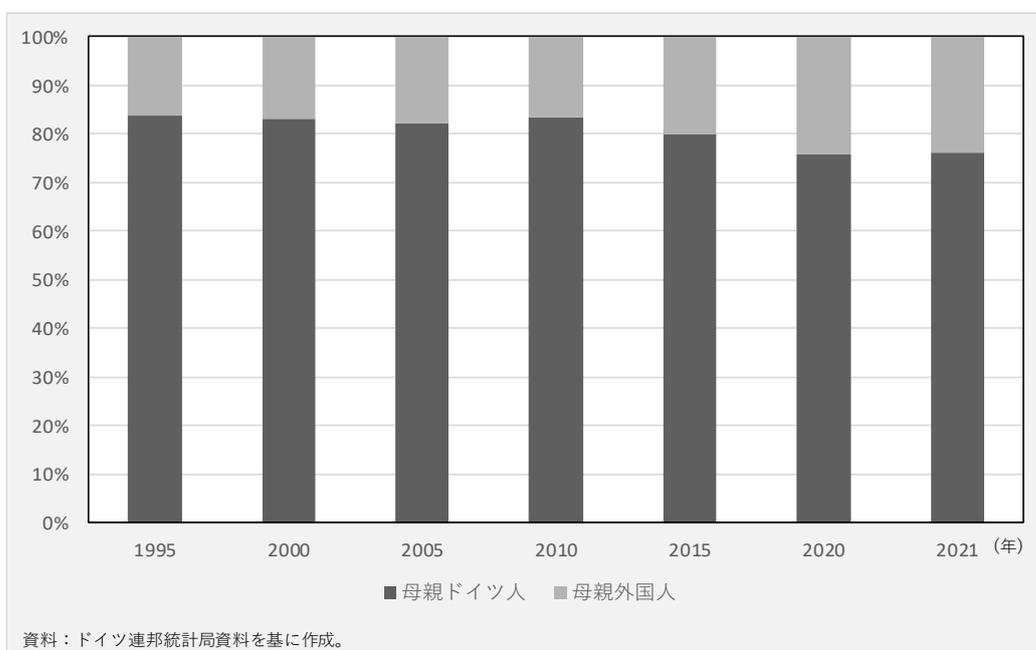


図2-6 国籍別出生割合

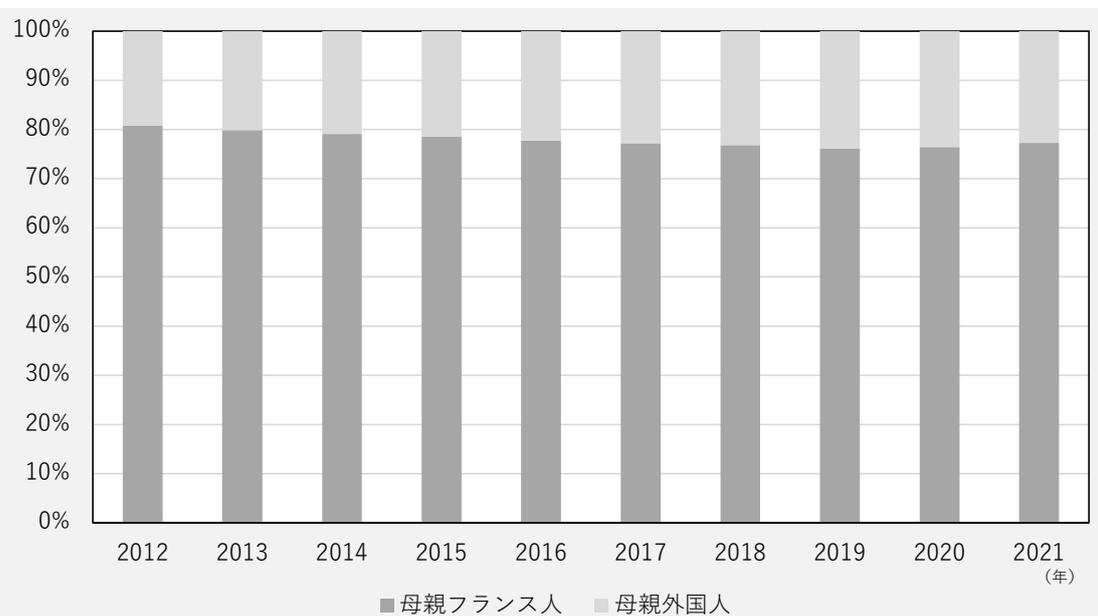
【日本】



【ドイツ】

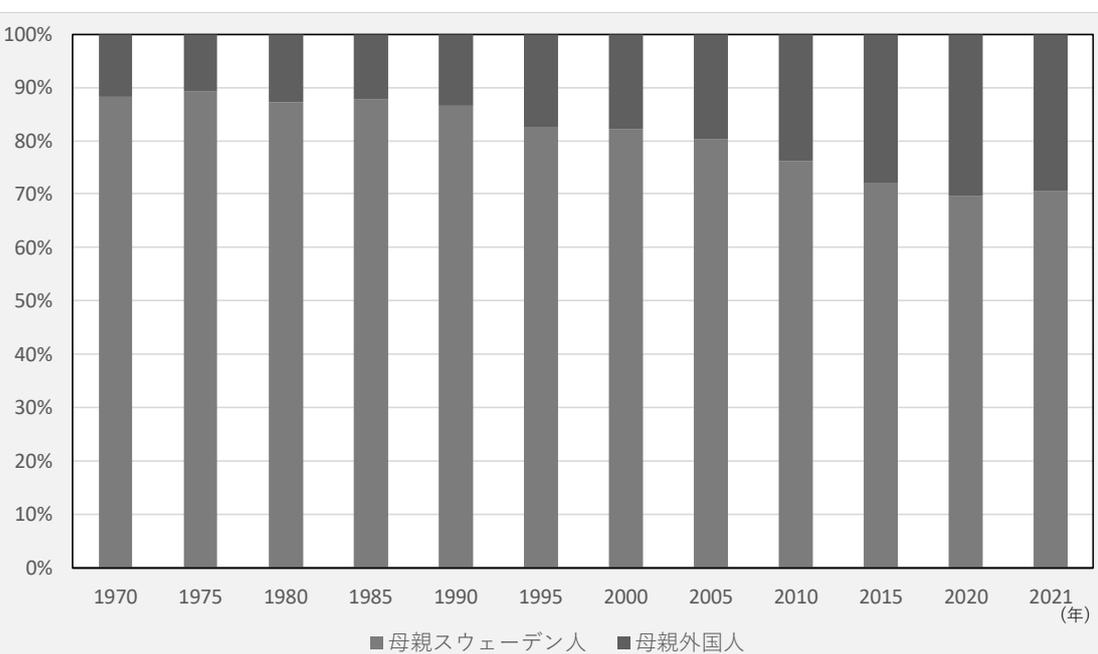


【フランス】



資料：フランス国立統計経済研究所資料を基に作成。

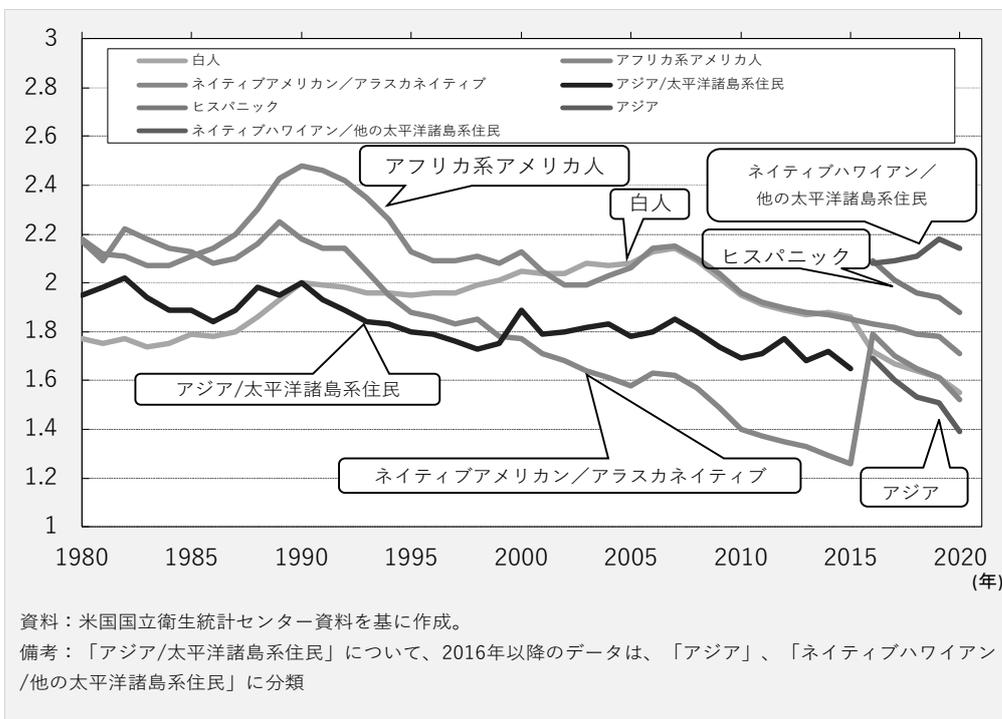
【スウェーデン】



資料：スウェーデン統計局資料を基に作成。

図2-7 人種別出生率（アメリカ）・人種別出生割合（シンガポール）

【アメリカ】人種別出生率



【シンガポール】人種別出生割合

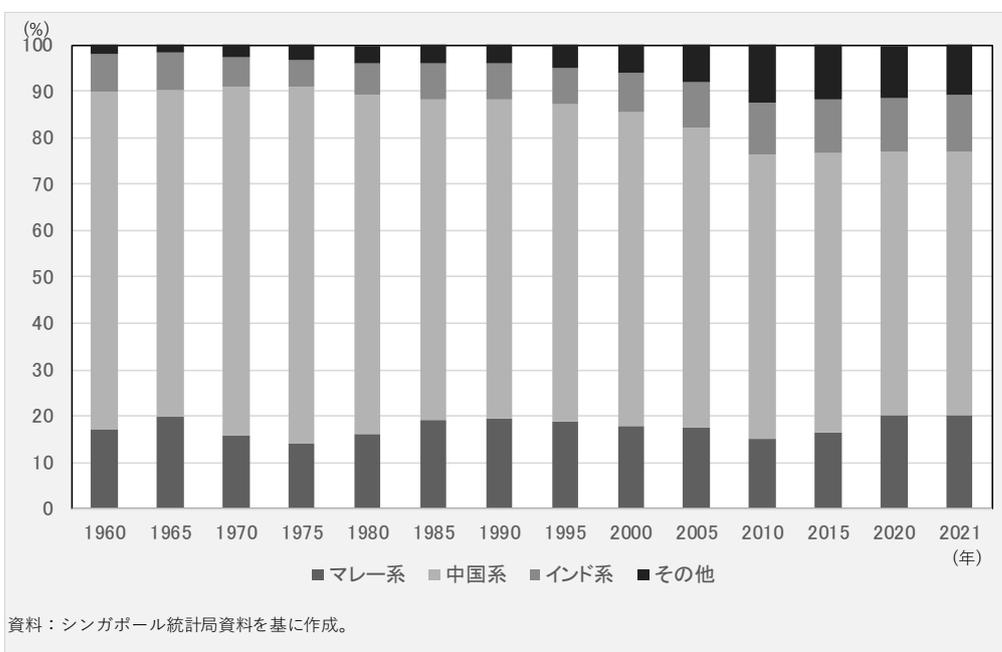


図 2-8 婚外子比率

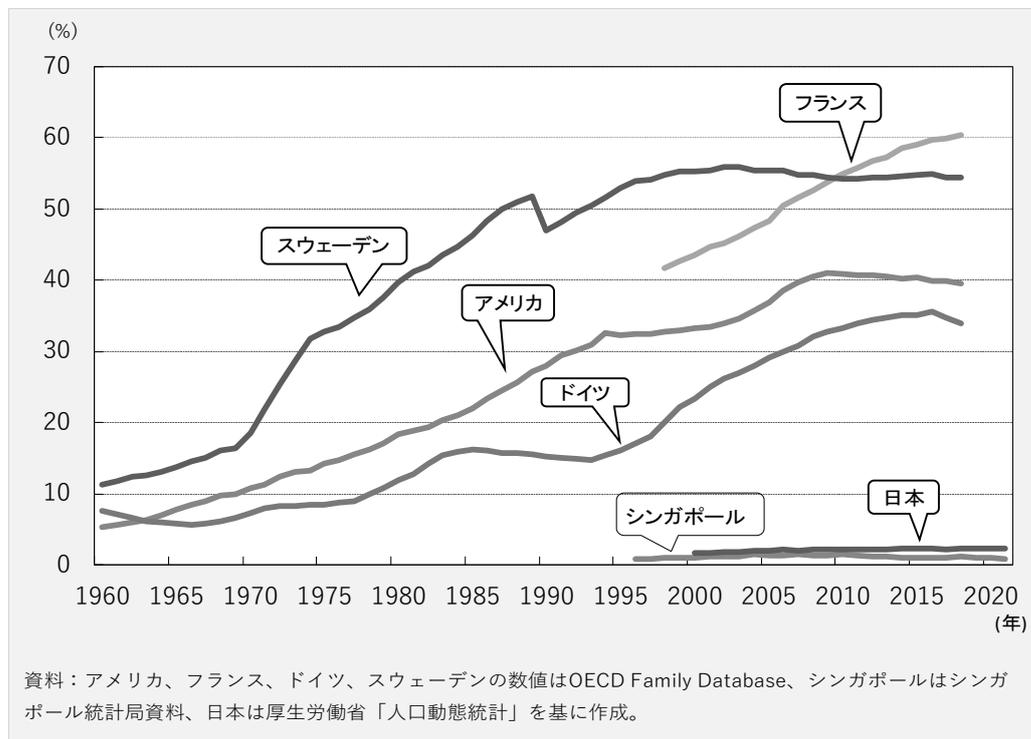


図 2-9 女性の第一子出産年齢

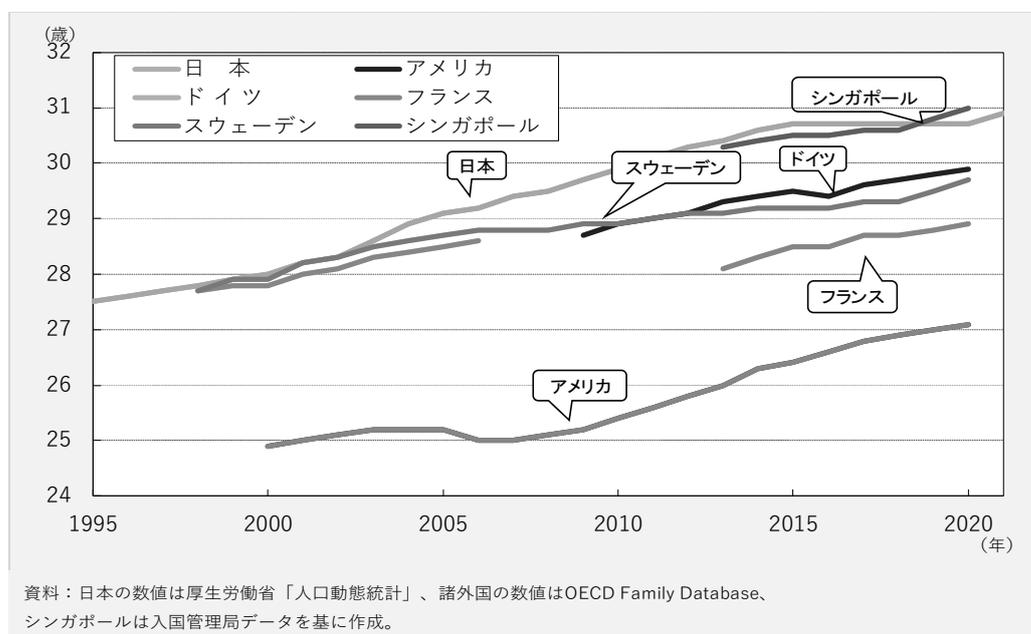


図2-10 女性の初婚年齢

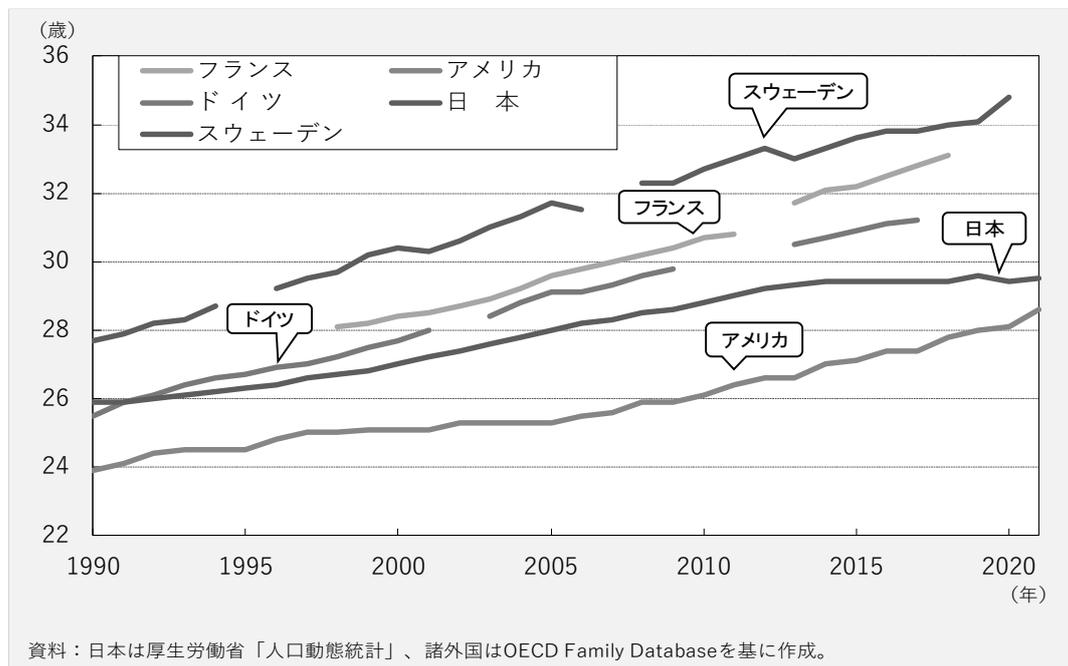
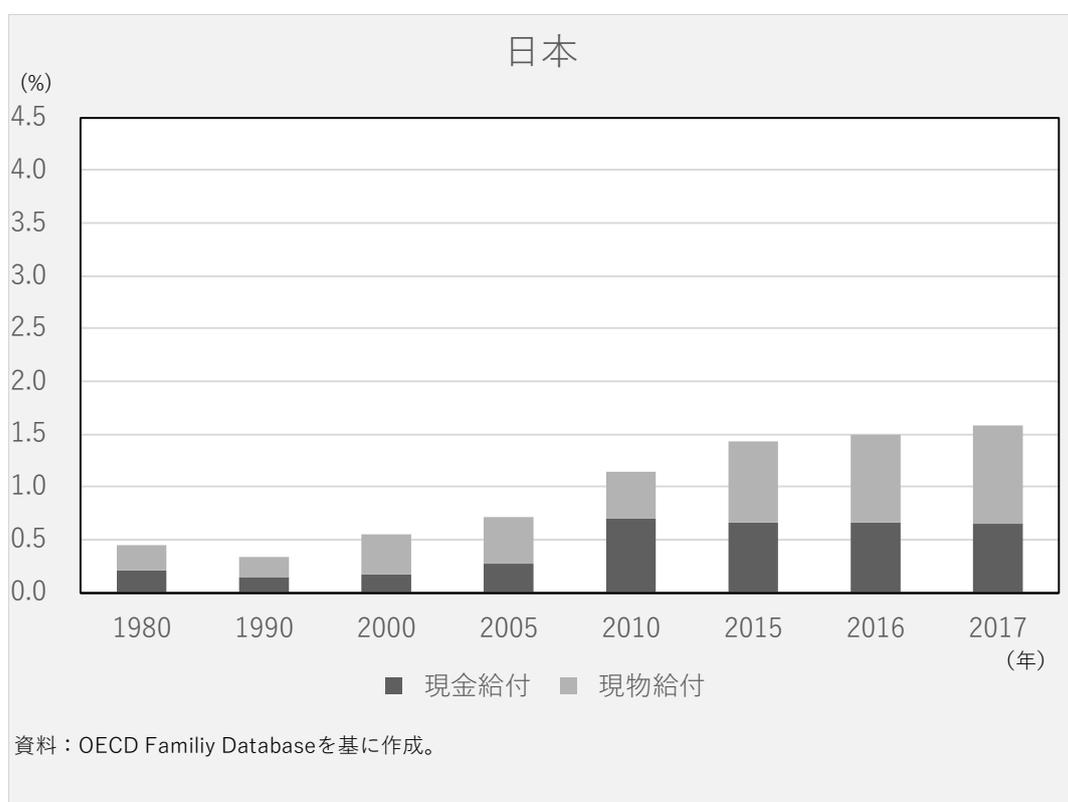
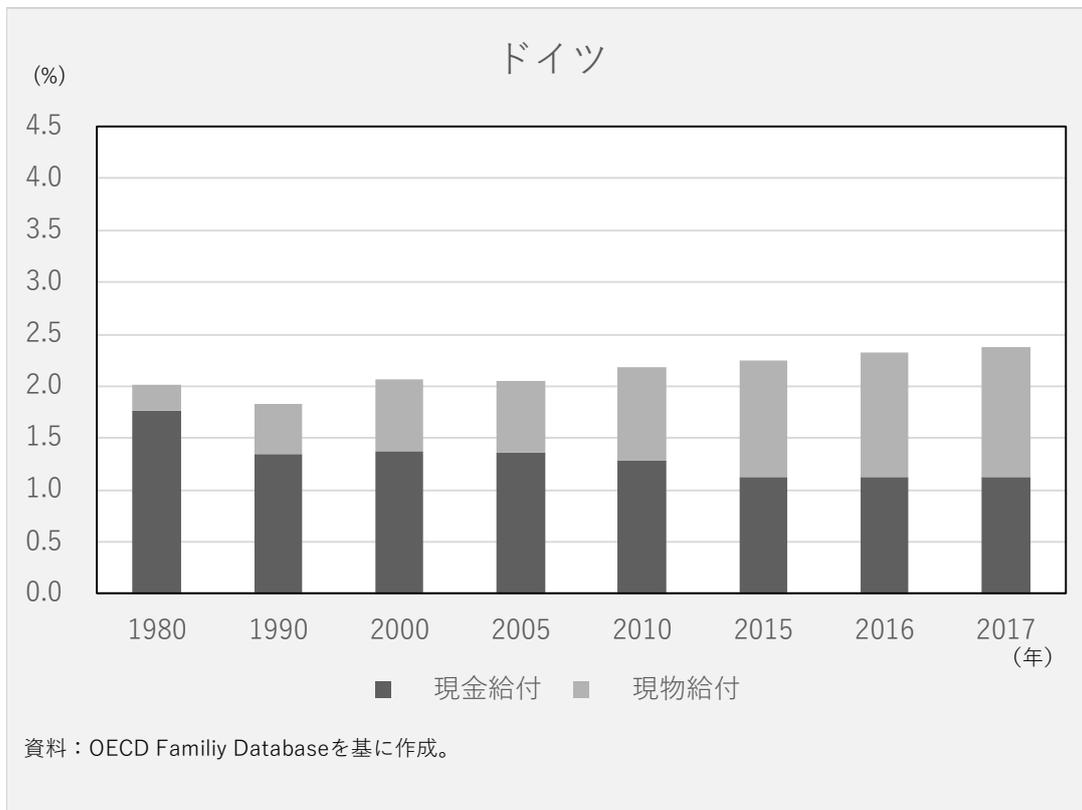
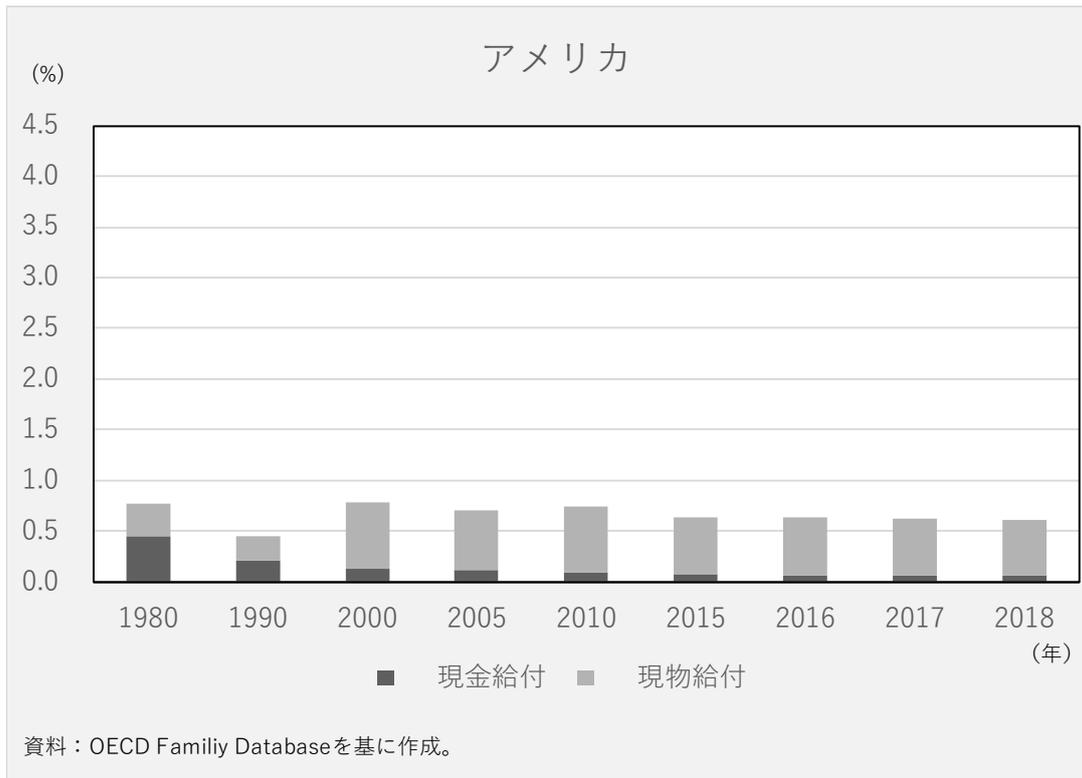


図2-11 各国別家族関係社会支出の対GDP比 (現金給付・現物給付)





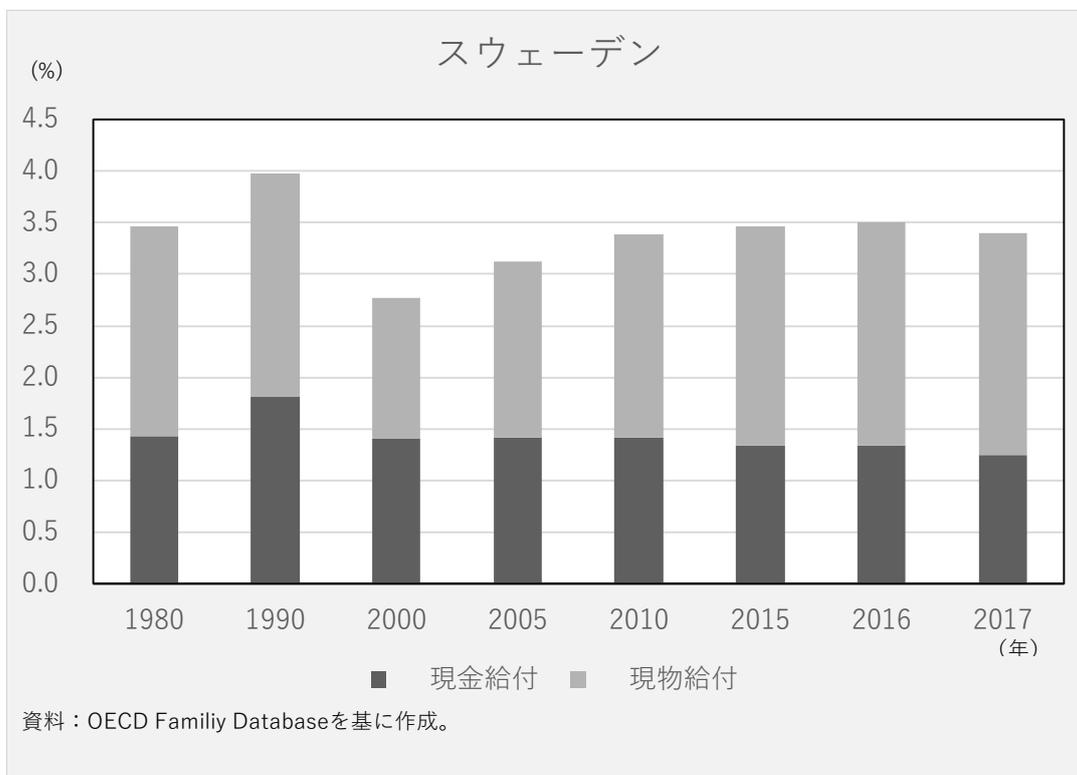
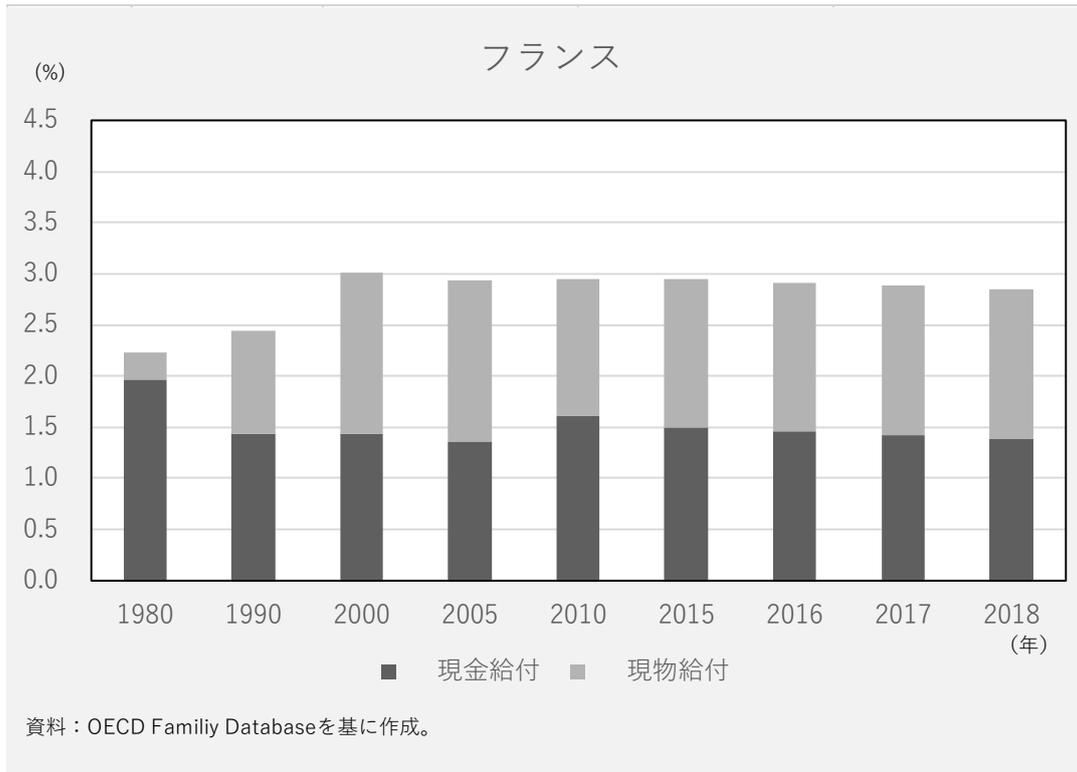


図2-12 フルタイム労働者の男女間賃金格差

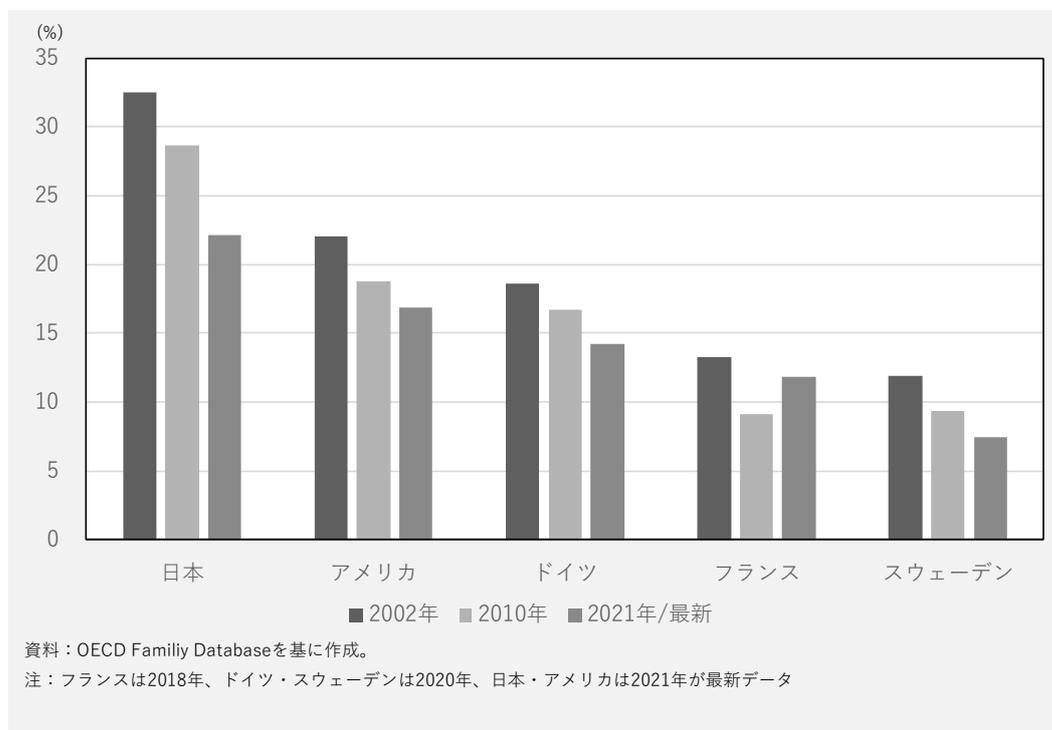


図2-13 時間あたり実収賃金指数（製造業）

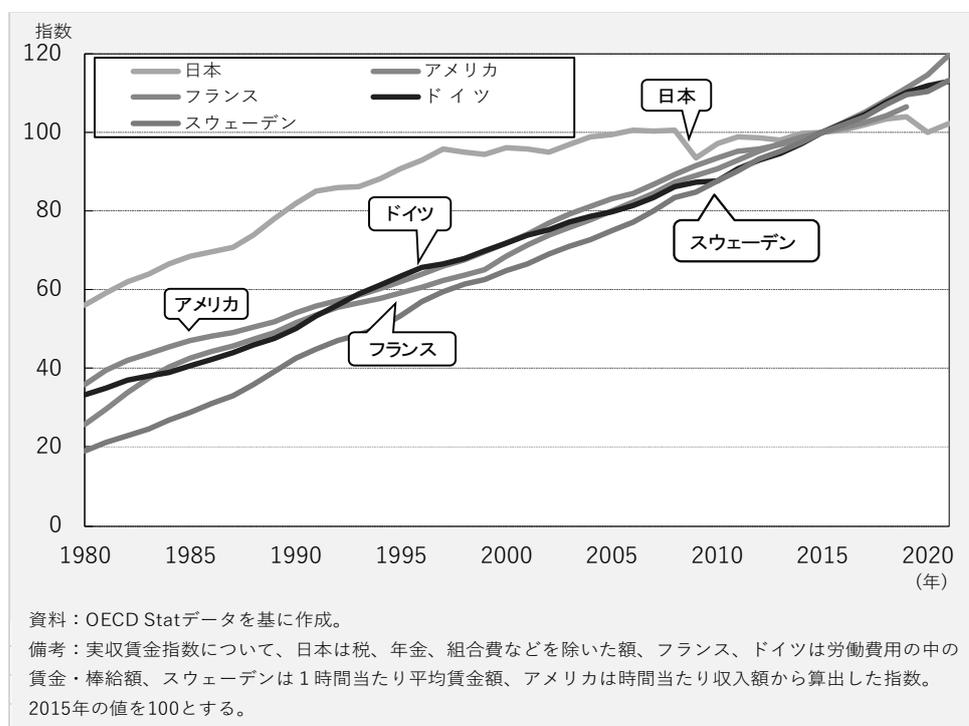


図2-14 教育支出の対GDP比（公的支出・私的支出）

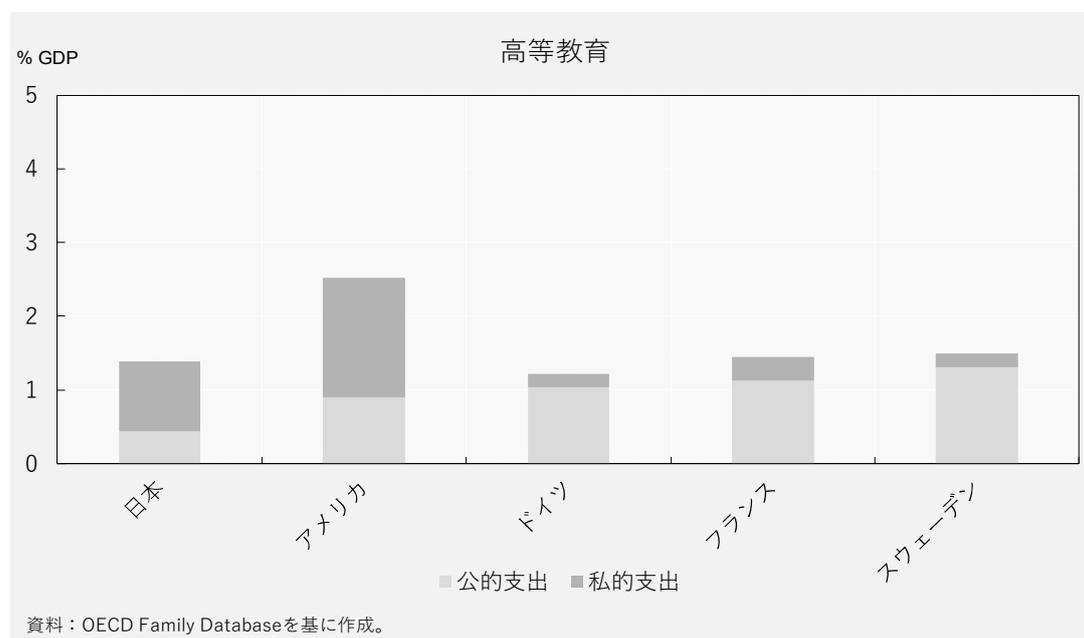
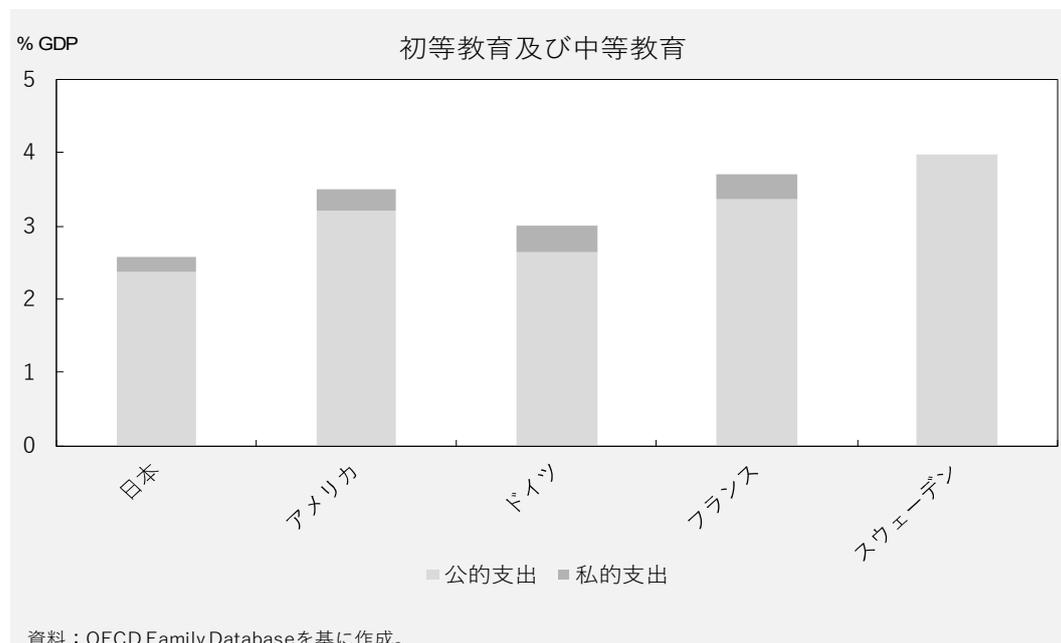
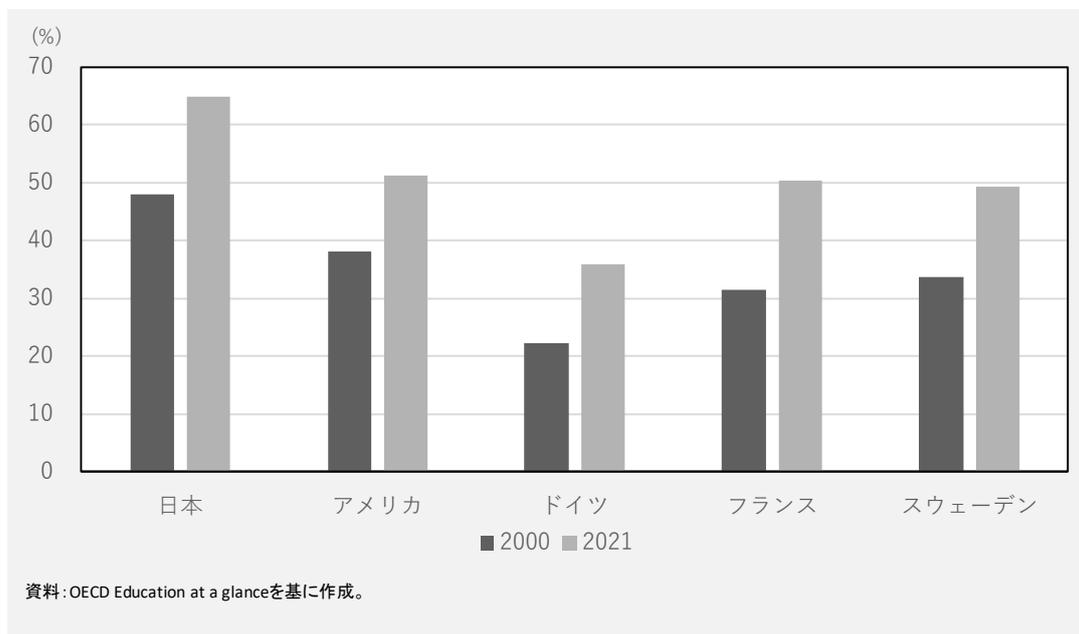


図2-15 25歳～34歳までの高等教育修了者割合（2000年、2021年）



第2章 日本及び諸外国の政策概要比較

第1節 諸外国指標・政策概要比較一覧

諸外国指標・政策概要比較一覧

| | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール |
|------------|----------------------------------|--|--|--|--|---|--|
| 合計特殊出生率の動向 | 合計特殊出生率 | 2.0('60) 1.54('90) 1.30('21) | 2.07('68) 1.74('95) 1.67('21) | 1.56('73) 1.45('90) 1.58('21) | 2.74('60) 1.78('90) 1.83('21) | 3.65('60) 2.08('90) 1.66('21) | 5.76('60) 1.83('90) 1.12('21) |
| | 合計特殊出生率の動向 | 第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下。その後第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年2.0を下回ってから再び低下傾向となった。2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2015年には1.45まで回復したが、再び低下傾向にある。 | 1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1983年1.6台まで低下した後、1990年代前半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。 | 1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1983年1.2台まで低下した後、徐々に上昇して2021年には1.58となった。 | 1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1994年1.6台まで低下した後、2000年代後半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。 | 1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1976年1.7台まで低下した後、再び上昇し、2000年代には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。 | 1960年の5.76から1970年代にかけて急速に低下し、1986年1.43まで低下した後、少し回復したが、再び低下傾向にある。 |
| 人口の状況 | 人口 | 9,430万人('60) 12,361万人('90) 12,550万人('21) | 749万人('60) 859万人('90) 1,045万人('21) | 6,100万人('70) 8,225万人('00) 8,323万人('21) | 5,828万人('91) 6,273万人('05) 6,781万人('21) | 17,932万人('60) 27,530万人('00) 33,189万人('21) | 187万人('70) 298万人('00) 355万人('22) |
| | 年少人口割合(0-14歳) | 30.2%('60) 18.2%('90) 11.8%('21) | 22.2%('60) 18.0%('90) 17.6%('21) | 23.1%('70) 15.5%('00) 13.9%('21) | 20.3%('91) 18.6%('05) 17.5%('21) | 31.1%('60) 21.9%('00) 18.3%('21) | 41.0%('70) 22.5%('00) 15.0%('22) |
| | 老年人口割合(65歳以上) ※フランス60歳以上 | 5.7%('60) 12.1%('90) 28.9%('21) | 11.8%('60) 17.8%('90) 20.3%('21) | 13.3%('70) 16.7%('00) 21.2%('21) | 19.0%('91) 20.7%('05) 27.2%('21) | 9.2%('60) 12.7%('00) 16.8%('21) | 3.0%('70) 7.5%('00) 18.4%('22) |
| 人種構成 | 外国人流入人口 | 209,869人('95) 287,071人('10) 220,612人('20) | 36,079人('95) 79,036人('10) 65,789人('20) | 792,701人('95) 683,529人('10) 994,819人('20) | 48,822人('95) 145,831人('10) 200,495人('20) | 720,177人('95) 1,042,625人('10) 707,362人('20) | |
| | 母親の国籍別出生割合 ※アメリカ：国籍別合計特殊出生率 | 母親日本人98.0% 母親外国人2.0%('20) | 母親スウェーデン人70.4% 母親外国人29.6%('21) | 母親ドイツ人76.1% 母親外国人23.9%('21) | 母親フランス人77.3% 母親外国人22.7%('21) | 白人1.55/アフリカ系アメリカ人1.71 ネイティブアメリカン/アラスカ1.52/アジア1.39/ ネイティブハワイアン・太平洋諸島2.14/ヒスパニック1.88('20) | マレー系：20.3% 中国系：56.9% インド系：12.2% その他：10.6%('21) |
| 結婚 | 女性の平均初婚年齢 | 25.9歳('90) 28歳('05) 29.5歳('21) | 27.7歳('90) 31.7歳('05) 34.8歳('20) | 25.5歳('90) 29.1歳('05) 31.2歳('17) | 28.1歳('98) 29.6歳('05) 33.1歳('18) | 23.9歳('90) 25.3歳('05) 28.6歳('21) | 29.1歳('21) |
| 出産 | 出生数 | 1,606,041人('60) 1,221,585人('90) 811,622人('21) | 113,086人('68) 103,422人('95) 114,263人('21) | 1,261,614人('60) 905,422人('90) 795,492人('21) | 856,468人('60) 793,071人('90) 742,052人('21) | 4,257,850人('60) 4,158,212人('90) 3,659,289人('21) | 40,100人('80) 44,765人('00) 34,183人('21) |
| | 第1子出生時の母親の平均年齢 | 27.5歳('95) 29.9歳('10) 30.9歳('21) | 27.7歳('98) 28.9歳('10) 29.7歳('20) | 28.9歳('10) 29.5歳('15) 29.9歳('20) | 27.7歳('98) 28.6歳('06) 28.9歳('20) | 24.9歳('00) 25.4歳('10) 27.1歳('20) | 30.3歳('13) 30.6歳('17) 31.0歳('20) |
| | 出生順位別構成割合 | 第1子割合：45.9% 第2子割合：36.3% 第3子以降割合：17.8%('21) | 第1子割合：42.6% 第2子割合：37.0% 第3子以降割合：20.4%('21) | 第1子割合：46.6% 第2子割合：35.4% 第3子以降割合：18.1%('21) | 第1子割合：42.1% 第2子割合：35.1% 第3子以降割合：22.8%('21) | 第1子割合：38.1% 第2子割合：32.1% 第3子以降割合：29.8%('21) | 第1子割合：46.3% 第2子割合：36.3% 第3子割合：12.1% 第4子以降割合：5.4%('21) |
| | 婿外子の割合 | 0.8%('80) 1.6%('00) 2.3%('21) | 39.7%('80) 55.3%('00) 54.5%('18) | 11.9%('80) 23.4%('00) 33.9%('18) | 43.6%('00) 55.0%('10) 60.4%('18) | 18.4%('80) 33.2%('00) 39.6%('18) | 1.0%('00) 1.5%('10) 0.8%('21) |
| ワークライフバランス | 女性(15~64歳)の就業率全体 | 56.8%('00) 60.2%('10) 71.5%('21) | 72.3%('01) 69.0%('10) 73.3%('21) | 59.6%('05) 65.3%('10) 72.2%('21) | 59.3%('03) 62.8%('10) 64.5%('21) | 67.8%('00) 62.4%('10) 64.6%('21) | |
| | 母親(15~64歳)の就業率(0~2歳)子どもあり | 34.4%('05) 42.7%('12) 55.1%('19) | 74.8%('09) 76.5%('14) 82.0%('19) | 45.8%('06) 51.5%('12) 56.4%('19) | 56.7%('05) 58.7%('12) 60.0%('19) | 54.6%('05) 54.4%('12) 61.0%('19) | |
| | 母親(15~64歳)の就業率(3~5歳)子どもあり | 52.2%('05) 59.1%('12) 69.4%('19) | 81.8%('09) 83.2%('14) 86.1%('19) | 55.8%('06) 69.6%('12) 75.5%('19) | 70.2%('05) 74.3%('12) 73.8%('19) | 64.3%('05) 63.0%('12) 67.6%('19) | |
| | 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間 | 1.54時間(うち育児は1.05時間)('21) | 3.21時間(うち育児は1.07時間)('04) | 3.00時間(うち育児は0.59時間)('04) | 2.30時間(うち育児は0.4時間)('04) | 3.07時間(うち育児は1.11時間)('18) | |
| | 男性(15~64歳)の無償労働時間(買い物、家族の世話、育児等) | 0.41時間 | 2.51時間 | 2.30時間 | 2.15時間 | 2.46時間 | |
| | 男性就業者の長時間労働者の割合(週49時間以上) | 32.0%('10) 29.5%('15) 21.5%('20) | 11.4%('10) 10.1%('15) 7.8%('20) | 17.2%('10) 14.1%('15) 8.9%('20) | 16.5%('10) 14.0%('15) 12.3%('20) | 20.7%('10) 21.1%('15) 18.3%('20) | |
| 貧困 | 子ども(0~17歳)の貧困率 | 15.0%('00) 16.3%('09) 14.0%('18) | 3.8%('00) 8.7%('10) 8.8%('20) | 8.7%('00) 9.0%('10) 11.7%('19) | 9.7%('00) 11.6%('10) 11.7%('19) | 22.4%('00) 22.3%('19) 13.7%('21) | |
| 給付 | 家族関係社会支出の対GDP比 | 2.01%('20) | 3.42%('19) | 1.95%('19) | 2.73%('18) | 0.62%('18) | |
| | 国民負担率(対国民所得比) | 44.4%('19) | 56.4%('19) | 54.9%('19) | 67.1%('19) | 32.4%('19) | |

諸外国指標・政策概要比較一覧

| | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール |
|-----------------|------------------|---|--|---|--|--|--|
| 各分野の支援状況 | | | | | | | |
| 結婚支援 | 出会い支援 | 対象・適用要件 | ○地域少子化対策重点推進交付金の交付 政府が地方公共団体に対し、結婚支援センターの運営や総合的な結婚支援の取組を支援。 | - | - | - | ○結婚支援プログラムの提供 政府（社会・家族開発省の社会開発ネットワーク）がウェブサイトにて様々なデートイベントの告知や、デートマニュアルを公開。 |
| | | 給付水準 | ○地域少子化対策重点推進交付金 国庫補助率：対象経費の1/2又は2/3 | - | - | - | ○民間イベント開催の補助金 政府が民間の結婚紹介所に対して上限50,000ドルを補助。 |
| | 結婚時の経済的支援 | 対象・適用要件 | ○地域少子化対策重点推進交付金の交付（結婚新生活支援事業） 政府が、一定の所得以下の新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体に対し、支援額の一部を補助。 適用要件： ・対象世帯：夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満 ・交付上限額：夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円、それ以外の世帯は30万円 | - | - | - | ○結婚準備プログラム参加補助 政府（結婚登録局（Registry of Marriages: ROM）が、結婚準備のためのプログラムに参加したカップルに対して補助。 ○公共住宅の優先割り当て 住宅開発行が結婚したカップルへ住宅を優先的に割り当てる |
| | | 給付水準 | ○地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業） 交付上限額：夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円、それ以外の世帯は30万円 | - | - | - | ○結婚準備プログラム 補助：705ドル |
| 妊娠支援 | 不妊治療支援 | 対象・適用要件 | 適用年齢：女性43歳未満 適用回数： 体外受精：最大6回（40歳未満） 体外受精：最大3回（40歳以上43歳未満） その他：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦 | 適用年齢： 女性40歳未満 男性56歳未満 適用回数： 人工授精最大6回 体外受精最大3回 | 適用年齢： 女性25～40歳未満 男性25～50歳未満 適用回数： 人工授精1UI 最大8回、ホルモン剤使用の場合：3回 体外受精IVF：最大3回 顕微授精：最大3回 配偶子卵管内移植：最大2回 | 適用年齢： 卵子採取＝女性43歳未満、精子採取＝男性60歳未満 ※保存した卵子や精子を使用する際、年齢制限あり（卵子と精子の保存の年齢は、女性29～37歳、男性29～45歳と設定されている）。また、不妊治療自体の利用は女性45歳未満、男性60歳未満まで可能だが、保険適用に関しては、上記の通り。 適用回数： 人工授精最大6回 体外受精、顕微授精最大4回 その他：医療保険金庫の事前承認 | - |
| | | 給付水準 | 2022年4月保険適用実施に伴い、助成金は廃止。 | - | - | - | 助成金あり。（共同資金より受取） ○ART（生殖補助医療）治療 新鮮胚移植：最大7,700ドル 冷凍胚移植：最大2,200ドル ○IUI（人工授精）治療 最大75%（1,000ドルを上限） |
| | | 社会保険適用 | ○基本治療における窓口での負担額は、治療費の3割。 | ○不妊検査：100% ○人工授精：100% ○体外受精：100% | ○不妊検査：100% ○人工授精：100% ○体外受精：100% | ○不妊検査、精液採取 薬学/外科治療：70% ○人工授精：100% ○体外受精、顕微授精：100% | - |
| | 妊娠手当 | ○出産・子育て応援交付金 令和4年4月以降（自治体ごとに事業開始が異なる）に出生した女性に対して「妊娠届」「出生届」の提出を要件として支給。 | ○妊娠手当 出産予定日の60日前から11日前までの間に女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができない場合で配置転換もできない場合に支給 | ○妊娠に関わる医療費の保険適用 ○母性保護資金 産前産後の保護期間以外に、仕事を持つ女性が医師の指示などにより仕事ができなくなった場合 | ○妊娠に関わる医療費：100%保険適用 「妊娠届」の提出が要件 | ○障害年金 妊娠により健康上の理由で仕事に従事できない時に、障害年金を受給できる。 | ○MediSave妊娠パッケージ 新生児医療費補助制度であるMediSaveを利用し、出産前の医療費、出産費用、入院費などに充当できる。 |

諸外国指標・政策概要比較一覧

| | | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール |
|----------|----------|---|--|---|---|------------|--|--------|
| | 給付水準 | 妊婦届出時に「出産応援ギフト（5万円相当）」と出産届出後に「子育て応援ギフト（5万円相当）」を支給する。 | 従前所得の80%相当額（日額上限837クローナ） | ○妊婦中の医療費は全て医療保険でカバー（染色体異常のスクリーニング検査などの追加検査は除く） ○母性保護資金 妊婦前の3か月間の平均資金 | ○全額保険適用 | — | ○出産前費用900Sドル | |
| 産前・産後休暇 | 対象・適用要件 | ○出産予定のある労働者が産休を請求すること（雇用形態や入社年数などの条件なし） | — | ○公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性 | ○出産日までに10か月間以上社会保険に加入かつ産休前6か月間の収入の合計が10,403.75ユーロ以上、もしくは産休前12か月間の収入の合計が20,807.50ユーロ以上であること、又は産休前の3か月間に150時間以上もしくは産休前の12か月間に600時間以上労働すること | ○育児休業に含まれる | ○出産日以前の労働期間が90日以上 | |
| | 取得可能期間 | ○産前6週間、産後8週間 ※（双子以上の）多胎妊娠の場合は産前14週間 | ○産前7週間、産後7週間 ※産前2週間、産後2週間就労禁止 | ○産前6週間、産後8週間 ※全期間就労禁止 | ○第1子・第2子の場合：産前6週間、産後10週間（最大16週間） ○第3子の場合：産前8週間、産後18週間（最大26週間） ※8週間（うち産後6週間）就労禁止 ○双子の場合：産前12週間、産後22週間（最大34週間） ○3つ子以上の場合：産前24週間、産後22週間（最大46週間） | — | ○産前4週間、産後8週間（最大12週間） ※子の国籍がシンガポールの場合、産前4週間、産後12週間（最大16週間） | |
| | 休業中の所得保障 | ○出産手当金 保障内容：休業前賃金の約67% ※ただし、勤務先から対象期間について、出産手当金より多い給与が支払われている場合は不支給 ○その他：（社会保障の被保険者の場合）健康保険及び厚生年金保険の保険料の免除 | ○両親給付（2010年制定） 保障内容：休業前賃金の約80% ※上限：日額1,116クローナ | ○母性手当（2018年制定） ①公的医療保険加入者 保障内容：休業前賃金10割（1日当最高13ユーロの支給、それ以上の休業前賃金との差額は事業者負担） ②私保険加入者、公的保険被扶養者、低所得者 保障内容：最高210ユーロ（一時金） （私保険の病欠特約に入っている場合、取り決められた1日当手当を申請可能） ※受給期間中、公的医療保険や公的介護保険の保険料は免除 | ○出産休暇手当（2006年制定） 保障内容：産休前3か月賃金の91.25% ※月額基準給与額は、社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならない ※日額9,77ユーロ～95.22ユーロの範囲内 | — | ○出産休暇（2013年制定） 保障内容：休業前賃金の10割 ※12週間のうち8週間のみ支給 ※国籍がシンガポールの場合、16週間全期間支給 | |
| | 男性取得制度概要 | ○産後パパ育休 ・取得可能期間：出生後8週間以内に4週間 ※分割して2回まで取得可 ・所得保障：休業開始時の賃金の67% | ○かつての父親休暇である出産に伴うもう一方の親の休暇（一時的両親手当）（2010年制定） ・取得可能期間：10日間 ・所得保障：両親手当と同額 ○双子の場合は子ども1人に付き10日で合計20日間 | 現在ドイツに父親休暇の制度はなく、2024年から2週間の有給休暇を導入することが計画されている。 | ○父親休暇（2001年制定） ・取得可能期間：出生後6か月以内に25日間（多胎の場合は32日間） ※分割取得可 ※出生後3日間の出生休暇に続けて父親休暇を最低4日間取る義務あり ※出生休暇と父親休暇を合わせると合計28日間（多胎の場合は35日間）の休暇が取得可 ・所得保障：休業前3か月の賃金の91.25% ※月額基準給与額は、社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならない ※日額9,77ユーロ～95.22ユーロの範囲内 | — | ○父親育児休業（2017年制定） ・取得可能期間：出生後16週間以内に、連続して2週間 ・所得保障：有給休暇 | |
| 出産等費用の助成 | 対象・適用要件 | ○出産育児一時金 健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者である女性 | ○スウェーデンの保険・医療サービスを担う各広域自治体レギオンが、出産関連医療サービスを提供 ○スウェーデンで住民登録をしている者（例外あり） | ○出産費用の保険適用 | ○出産手当（所得制限ありかつ妊婦健診を受けている必要あり） | — | ○MediSave妊娠パッケージ 医療費補助制度であるMediSaveを利用し、出産前の医療費、出産費用、入院費などに充当できる。出産費用については、帝王切開、経産婦など出産方法により、利用可能額が異なる。例えば、帝王切開の場合は以下の費用が対象となる。 | |
| | 給付水準 | 原則42万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円） | ○妊婦検診等を含む出産関連費用は無料（助産院入院は個人負担あり） | ○出産に必要な費用は全て公的医療保険でカバー | ○出産手当 支給額：1,003.97ユーロ | — | ○MediSave妊娠パッケージ 出産：2,150Sドル 出産前費用：900Sドル 入院（4日）：1,900Sドル | |
| 産後ケア | サービスの概要 | — | ○全国小児保健プログラム ・0歳から5歳までの子どもとその保護者を対象とした小児保健事業を展開 ※授乳指導は授乳期間終了まで ※子どもの栄養指導は生後9か月まで 費用：公的保険でカバー | ○助産師の自宅訪問 ・産後翌日から10日間（1日2回まで毎日） ・その後産後12週まで（最大16回） ・授乳指導／栄養指導（最大8回） ※授乳指導は授乳期間終了まで ※子どもの栄養指導は生後9か月まで 費用：公的保険でカバー | ○産後健診の受診が義務 費用：70%保険適用 期間：産後6～8週間目 ○産後うつおよび必要なサポートに関する診察が義務 費用：70%保険適用 期間：産後4～8週間目、 ※必要に応じて2回目の診察を産後10～14週目に受診可 ○助産師による自宅訪問 費用：全額保険適用 期間：産後翌日～12日目 ○骨盤底筋群のケア 費用：全額保険適用 期間：産後6週間以降 ※骨盤底筋群のケアを受けるには、産後健診の室 | — | ○医療費補助制度MediSave 新生児が出生した際に、MediSave口座が開設され4,000Sドルが政府から入金される。この口座は引き出しができず、制度適用対象者の医療費、予防接種費用などに充当される。さらに、高額医療費補助制度にあたるMediShield Lifeの保険料にも充当される。 | |

| | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール |
|-----------------|--|--|--|---|---|---|--|
| 子育て支援 | 対象・適用要件 | 満1歳まで ※保育所に入れない場合等は最長2歳まで | 満4歳まで | 満8歳まで | 満3歳まで | 満1歳まで | 満7歳まで |
| | 取得可能期間 | ○両親それぞれ1年間 ※父母がともに取得する場合は1歳2か月まで取得可 (パパ・ママ育休プラス) ※保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可 ※2回まで分割取得可 | ○両親それぞれ240日間 ※そのうち各90日間(いわゆる「パパ・ママ月」)を除けば、父親・母親間で取得権を転移可 ※1歳半までは給付に関わらず休業可。うち96日間は4歳以降に持ち越し可 | ○両親それぞれ3年間 ※うち24か月間は3歳以降に持ち越し可 ※両親が同時に取得可 ※週32時間までの労働可 | ○両親それぞれ3年間 ※同時あるいは交代で取得可 | ○両親それぞれ12か月で最大12週間 ※夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間 ※取得期間の分割、時間単位での取得可 | ○年間2日 ※シンガポール国籍を持つ子の場合は、年間最大6日取得可 |
| | 育児休業 休業中の給付 | ○育児休業給付金 ・180日間：休業前賃金の67% ・それ以降：休業開始前賃金の50% ※非課税 ※社会保険料免除 | ○両親手当(1974年制定) ・390日間：休業前賃金の約80% (日額上限1,116クローナ。従前年収が低い場合は最低保障額、日額250クローナ) ・90日間：日額180クローナ ※勤務時間を短縮して勤務した場合、短縮分の支給額を支給することも可 ※子が0歳の間、30日間は両親が同時に両親手当受給可 ※多胎児の場合は、両親手当支給期間が延長される(390日間については双子が480日、三つ子が660日、四つ子が840日に、90日間についてはそれぞれ180日間に延長)。 ○一時的両親手当(1974年制定) ・120日間：両親手当と同額(生後8か月以上12歳未満の子の看護) ・60日間：両親手当と同額(通常子をみている者の病気を理由とした休業補償) ※課税 ※社会保険料免除 | ○両親手当(2007年制定) ・12か月間：休業前賃金の65%、低所得者は最大100%(月額上限1,800ユーロ、月額下限300ユーロ) ※両親ともに育児休業を2か月以上取得した場合、2人合わせて最大14か月分を請求可 ○両親手当プラス(2015年制定) ・28か月間：両親手当の支給月額半額 ※時短勤務をする場合、支給期間を2倍に(通常14か月までの支給期間を28か月まで)延長可 ○パートナーシップボーナス(2014年制定) ・両親が同時に2〜4か月間連続して時短勤務(週24時間以上32時間以下)をする場合、両親手当プラス2〜4か月分を追加支給可 ○兄弟ボーナス(2007年制定) ・兄弟の人数や年齢に応じて、両親手当が10パーセント(ただし最低75ユーロ)増額 | ○育児分担手当(PreParE)(2017年制定) ・子どもが1歳になるまで、両親それぞれ6か月間：月額422.21ユーロ(完全休業の場合)、月額272.94ユーロ(部分稼働・50%までの場合)、月額157.44ユーロ(部分稼働・50〜80%の場合) ※適用条件は、過去8四半期(24か月)社会保険料を負担していること ※第2子以降については3歳になるまで延長支給可 ※第1子のみでも、子の預け先が見つからない場合には3歳になるまで延長支給可 ※収入が家族補足手当の上限に達していない場合 ※延長支給の場合、両親のうち少なくとも1人は仕事をしていないといけない ○増額育児分担手当(PreParE majoré)(2017年制定) ・子どもが1歳になるまで、両親それぞれ8か月間：月額690.13ユーロ ※育児分担手当の支給資格のある者で、第3子以降の子育てのために完全に休業する場合かつ子の出生直前の過去5年間に8四半期以上の年金保険料を支払っている場合に支給可 | ○休業中の給付なし(無給) ※国家公務員については、12週間の有給休暇が取得可(2019年制定) | ○育児有給休暇(2013年制定) ・年2日：休業前賃金の100% ※シンガポール国籍の場合は年6日 |
| 施設サービスの種類・設置主体等 | ○認可保育園 ・対象となる子：0歳〜小学校入学前の未就学児 ○幼稚園 ・対象となる子：3歳〜5歳児 ○認定こども園 ・対象となる子：0歳〜5歳児 ○地域型保育園(家庭的、小規模、事業所内など) ・対象となる子：0歳〜2歳児 ○託児所 ○企業主導型保育園 ○院内保育所 ○認可外保育施設 ※3歳未満児の56.0%が保育所利用(義務教育は6歳から) | ○通常の保育所 ・対象となる子：1〜6歳児 ○放課後保育所 ・対象となる子：就学している児童 ○家庭保育 ・対象となる子：各コミュニティにより子どもの対象年齢が異なる。 例)ストックホルムは1歳から9歳、マルメは1歳から5歳、ベステルオースは1〜12歳 ○開放型保育所(就学前学級制度) ・対象となる子：5〜6歳児 ※実施主体：コミュニティ ※費用：公費(税財源)と低額の利用者負担 ※1〜5歳児の85.4%が保育所利用(家庭保育は1.4%) | ○保育所 ・対象となる子：3歳未満児 ○幼稚園 ・対象となる子：3歳から6歳児 ○学童保育所 ・対象となる子：6歳から14歳児 ○総合保育施設キタ(KITA(Kindertagesstätte)) ・保育所と幼稚園が一体化した施設 ・学童保育の機能を持つ場合もある ○家庭的保育 ・保育ママ/保育パパ等 ※満1歳以上の子すべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障 ※3歳未満の35.5%が保育所利用 ※3歳以上6歳未満91.7%保育所利用 | ○保育所(託児所) ・対象となる子：生後2か月〜3歳児、かつ義務付けられている予防接種を受けていること ・施設種類：集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するベアレント保育所など ・費用：所得や扶養家族数により異なる ○認定保育ママ ・対象となる子：6歳未満児 ・費用：利用者と認定保育ママとの間で自由に取決めを行うことができる(※保育者へは、1時間あたり3.33ユーロ(税引き前)以上の報酬を支払うルールあり) ○保育学校 ・対象となる子：3〜6歳児(3歳から通うことが義務) ・費用：ほとんどが公立学校であり、公立学校の授業料は無料。 | ○デイケア(チャイルドケア)(保育園) ・対象となる子：0歳〜2歳児 ・費用：有料 ・子どもの世話に重き ○プリスクール ・対象となる子：3歳〜4歳児 ・費用：有料 ・義務教育前の教育に重き ※アメリカではキンダーガーテンから義務教育※バイデン政権ではプリスクールを無料にするという政策がある。 | ○幼稚園 ・対象となる子：生後18か月〜7歳未満児 ※3歳児を預かるナーサリークラスや預かり保育もあり ○保育所(チャイルドケアセンター) ・対象となる子：生後2か月〜18か月児 チャイルド・ケア ・対象となる子：生後18か月〜6歳児 | |
| 保育サービス | 給付水準 | ○幼児教育・保育の無償化 ・対象年齢：3歳〜5歳/0歳〜2歳(住民税非課税世帯) ・補助内容：幼稚園・認定こども園等の利用料の無償化および幼稚園利用料月額上限2.57万円の支給 | ○保育サービスの無料提供 ・対象年齢：3歳〜就学前 ・補助内容：少なくとも年525時間分の保育サービスの無料提供 ○保育サービスの自己負担上限額 第1子：所得の3%(月1,645クローナ)(6歳〜12歳は2%(月1,097クローナ) 第2子：所得の2%(月1,097クローナ)(6歳〜12歳は1%(月548クローナ) 第3子：所得の1%(月548クローナ) 第4子以降：無料 | — | ○保育方法自由選択補足手当(所得制限なし) ・対象年齢：子が6歳になるまで ・補助内容：利用するサービスに応じて家族手当金庫から毎月手当が支給(0〜3歳)188.52ユーロ〜498.33ユーロ(4〜6歳)94.26ユーロ〜249.17ユーロ | ○2020年度で連邦は基金に約87億ドルを支出して、州に支援 ○保育費用等控除(13歳未満)子どもの保育等にかかった費用の最大35% | ○乳児、保育園児補助金 ・政府の認可を受けた保育園に入園する場合の補助金制度 ・対象年齢：生後2か月〜6歳 ・補助内容：150〜600Sドル ※雇用状況、託児時間等により変動 ○幼稚園費用補助金 ・低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度 ・対象世帯：家計収入が12,000Sドル/月以下か総収入が3,000Sドル/人以下 ・補助内容：21〜170Sドル ※扶養家族の数に応じて変動 |

諸外国指標・政策概要比較一覧

| | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール |
|-----------|-----------------------|---|---|---|--|--|--|
| 子育て支援 | 児童手当 | <p>対象・適用要件</p> <p>中学校修了までの国内に住所を有する児童を扶養している者</p> | <p>国内に居住する16歳未満（学生は18歳まで）の児童を扶養している者</p> | <p>18歳未満の児童を扶養している者（教育期間中の子どもについては25歳未満、失業中の子どもについては21歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限）</p> | <p>20歳未満の児童を2人以上扶養している者</p> | - | <p>○ベビーボーナス現金支給 生後18か月までの児童を扶養している者 ○ベビーボーナス子ども育成口座 12歳未満の児童を扶養している者</p> |
| | 給付水準 | <p>○児童手当 ・所得制限未満の場合 3歳未満：月額15,000円/人 3歳以上小学校修了前：月額10,000円/人 ※第3子以降は月額15,000円 中学生：月額10,000円/人 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合 特別給付 月額5,000円/人</p> | <p>○（基礎）児童手当 （16歳未満）月額1,250クローナ/人 ○延長児童手当 （16歳～18歳）義務教育相当の学校に通っている場合、給付延長 ○付加的児童手当（多子加算） 第2子：月額150クローナ 第3子：月額580クローナ 第4子：月額1,010クローナ 第5子：月額1,250クローナ ※非課税</p> | <p>○児童手当 ・月額250ユーロ/人 ○児童加算（低所得者加算） 最大月額250ユーロ/人</p> | <p>○家族手当(子の年齢や数で変動) 例) 子ども2人の場合 ・年収71,194ユーロ以下 月額139,84ユーロ ※14歳以上の子どもも加算+69,92ユーロ ・年収93,339ユーロ超 月額34,96ユーロ ※14歳以上の子どもの加算 +17.48ユーロ</p> | - | <p>○ベビーボーナス現金支給 第1子・第2子:支給総額11,000Sドル 第3子以降:支給総額13,000Sドル ○ベビーボーナス子ども育成口座 口座開設時:5,000Sドル 以下、両親が口座に貯金をすると同額が政府から振り込まれる。 第1子:4,000Sドル 第2子:7,000Sドル 第3子、第4子:9,000Sドル 第5子以降:15,000Sドル ※資金の使途は医療機関、保育所、幼稚園、眼鏡店、薬局などに限定。</p> |
| | 所得制限 | <p>○所得制限限度額（扶養親族の数によって変動） 例) 児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 年収960万円以上 ○所得上限限度額（扶養親族の数によって変動） 例) 児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 年収1,200万円以上</p> | <p>所得制限なし</p> | <p>児童手当：所得制限なし 児童加算：所得制限あり ①当該子どもが児童手当の支給対象であること ②両親の所得900ユーロ以上 （ひとり親の場合600ユーロ以上） ③この給付を受けることで失業給付Ⅱや社会扶助の支給が不要になること</p> | <p>所得に応じて支給額が変動</p> | - | <p>所得制限なし</p> |
| | 税制 | <p>対象・適用要件</p> <p>○扶養控除 （16歳以上）児童1人当：年額38万円 （19歳以上～23歳未満）児童1人当：年額63万円</p> | <p>○家事代行サービス利用控除 支払額の50%（税額控除） ※住宅の修繕・増築費用等と合わせ、1人当たり年間75,000クローナまで</p> | <p>○児童扶養控除 児童1人当：年額 3,012 ユーロ （夫婦で子どもを養育する場合、控除額は 6,024 ユーロ） ○養育教育控除 児童1人当：年額 1,464 ユーロ （夫婦の場合 2,928 ユーロ） ※児童手当と児童扶養控除のどちらかが適用される</p> | <p>○分N課方式による所得税計算</p> | <p>○扶養控除 （17歳以上）児童1人当：500ドルの返済不要のクレジットを請求可 ○児童税額控除 （17歳未満）児童1人当：年額2,000ドル（控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除として、勤労所得のうち2,500ドルを上回った部分の15%が1,400ドルのいずれか少ない額までの給付あり） ○保育費用等控除 （13歳未満）子どもの保育等に支出した費用の最大35%</p> | <p>○扶養子ども控除 （16歳未満もしくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親又は母親いずれか） 児童1人当：年額4,000Sドル ○就業母親子ども控除 第1子：収入の15% 第2子：収入の20% 第3子以降：収入の25% ○保育支援祖父控除 （12歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、子どもの保育を祖父母に頼んだ場合） 児童1人当：年額3,000Sドル ○外国人家事労働者税控除 外国人家事労働者1人につき、前年に支払ったメイド税の2倍相当額</p> |
| 高等教育の修学支援 | <p>概要</p> | <p>○高等教育の修学支援 ・住民税の非課税世帯を対象に、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に通う学生に給付型の奨学金を支給している。例えば、世帯の年収が270万円までの住民税非課税世帯第1区分の場合、自宅から私立の大学・短期大学・専門学校に通う場合、約91万円が支給される。さらに、入学金と授業料の減免措置も受けられる。</p> | <p>○高等教育の修学支援 ・大学は、授業料および登録料無料 ・定額の基礎給付（就学給付）と返済義務のあるローン（就学ローン）部分から成る学習補助金支給（4週間で給付金3,652クローナ、ローン8,400クローナ）</p> | <p>○公立校学費補助 ・公立校学費：無料</p> | <p>○学費補助 ・基本的に授業料は無料で、登録料を支払う仕組み ・登録料 大学：年間170ユーロ 大学院修士課程：年間243ユーロ 大学院博士課程：年間380ユーロ</p> | <p>○教育費控除 ・支出した教育費の一部を税額控除 ※所得制限や控除上限額あり ○ファイナンシャルエイド：学習困難者へ支給される奨学金。連邦政府からのグラントに値するほか家庭の財政状況が苦しくはないものの、学費の全額を支払えるほどの財政状況ではない場合に、そのギャップを埋めるものとしての奨学金。 ○グラント：連邦政府の国家予算から支給されるタイプと州政府から支給されるタイプのものがある。前者は学士号を取得していない学生や、並外れた財政的困難状態の学部生などが対象。後者は、州民であることが支給条件。</p> | <p>○授業料補助金制度 ・対象者：シンガポールの高等教育機関にフルタイムで通う学生 ※シンガポール国籍者については、申請なく大学入学時に一定額の減免措置あり。外国人留学生や永住者は申請が必要となり、国ごとに一定額の減免措置あり。（卒業後に3年間シンガポール企業での就労が義務） ※国立大学に加え、国立のポリテクニク（高専に相当）も減免措置の対象。</p> |
| 医療費補助 | <p>対象・適用要件</p> | - | <p>○子どもの医療費が無料（対象年齢の上限は18歳未満から20歳未満まで各レギオンによって異なる） ○18歳未満の子に係る薬剤の本人負担が無料 ○22歳以下の歯科治療費が無料。</p> | <p>○公的保険に加入している親を持つ子ども18歳未満医療費無料（教育期間中の子どもについては25歳未満無料）</p> | <p>○一般医を受診した場合、6歳未満は21ユーロまで6～16歳は17.50ユーロまで補助。※受診先（一般医/小児科/専門医）と受診内容、子どもの年齢等によって補助額に変動あり。</p> | <p>○児童医療保険プログラム（CHIP） 子どものいる低所得者・世帯所得が一定ライン未満の世帯の子ども、幼児に対してメディケイドが医療サービスを提供</p> | <p>○ベビーボーナス子ども育成口座 （子どもが12歳になるまで）口座に入っている預金を医療費に活用可</p> |

| | | 日本 | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | シンガポール | |
|-------|---|---|--|--|---|--|--|---|
| 子育て支援 | ひとり親支援 | 対象・適用要件 | <p>○ひとり親控除 納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除あり</p> <p>○児童扶養手当（所得制限あり） 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母、及び監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等） 支給要件：父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童などを監護していること</p> <p>所得制限： 全部支給：160万円 一部支給：365万円</p> | <p>○養育費補助 離婚した一方の親があらかじめ合意した養育費を支払わない場合に社会保険制度より支給。</p> | <p>○ひとり親支援 児童扶養控除（「税制」参照）に加えてひとり親控除あり</p> <p>○両親手当 休業中の両親手当の給付が2か月長（最大14か月）。</p> <p>○子ども病気休暇 通常より倍（20日間）取得可。子どもが多い場合、最大で年間50日間取得可。 ※子どもに加えて親が病気になる場合や、子どもの入院に親の付き添いが必要で他の子が家にいる場合はその間の費用を青少年局が負担。</p> | <p>○ひとり親支援手当 ひとり親でもう一方の親からの養育費が一定未満の場合支給</p> | <p>○勤労所得税額控除（EITC） 対象：ひとり親世帯、子育て世帯、寡婦、障害者などのおもに低所得者</p> <p>○貧困家庭一時扶助（TANF） 子育て世帯、妊婦等の貧困世帯を対象に、州政府が現金給付を行う場合に、連邦政府が定額補助</p> | <p>○子ども育成口座（「児童手当」参照） 2016年より未婚ひとり親にも支援拡大</p> |
| | | 給付水準 | <p>○ひとり親控除 控除額：35万円</p> <p>○児童扶養手当（所得に応じて金額が変動） ・全部支給 支給額：月43,070円 加算額： （児童2人目）月10,170円 （児童3人目以降）月6,100円 ・一部支給 支給額：月43,060円～10,160円 加算額： （児童2人目）月10,160円～5,090円 （児童3人目以降）月6,090円～3,050円</p> | <p>○養育費補助 ～6歳：月額上限1,673クローナ 7歳～14歳：月額上限1,823クローナ 15歳以上：月額上限2,223クローナ</p> | <p>○ひとり親控除 控除額：4,260ユーロ （子どもが1人増える毎：+240ユーロ）</p> <p>○養育費支援 6歳未満：187ユーロ 6歳以上12歳未満：252ユーロ 12歳以上18歳未満：338ユーロ ※児童手当を受けている場合はその1人目の子どもの分と同額が差し引かれる</p> | <p>もう一方の親からの養育費月184.41ユーロ未満の場合、子ども1人当月184.41ユーロに満たない不足分を支給</p> | <p>○勤労所得税額控除（EITC） （子2人の場合）最大年間6,604ドル ※控除額は所得額や子の数によって異なる</p> | <p>○子ども育成口座（「児童手当」参照）</p> |
| | 対象・適用要件 | <p>○専門里親 児童虐待による心身の影響がある、非行等の問題がある、身体障害、知的障害又は精神障害のある要保護児童</p> <p>○養育里親 その他要保護児童</p> | <p>○養子手当 ・家族法および子育て支援局(MF0F)、もしくはスウェーデン裁判所によって承認された養子縁組であること ・子どもが10歳未満のスウェーデンに居住していない外国人であること ・子どもの引き取りおよび養子縁組成立の両方の時点で親がスウェーデンに居住していること 上記を条件に養子縁組費用の一部を賄うための養子手当を支給。</p> | <p>○法律上実子と同扱いで休暇や手当を受給可</p> | <p>○養子手当 養子縁組に係る費用の補填として（20歳未満）子1人当に定額支給。 ○養子縁組休暇 出産休暇の産後休暇・育児休暇と同様に取得可</p> | <p>○養子縁組成立後は、通常の子と同様に税控除等の負担軽減措置を受給可</p> | <p>○養子休暇 12か月以内の新生児を養子にした場合、12週間の有給休暇が取得可（母親に限る）。</p> | |
| 給付水準 | <p>○里親手当 専門里親：月141,000円 養育里親：月90,000円</p> <p>○一般生活費 乳児：月60,390円 乳児以外：月52,370円</p> <p>○その他学費、通院費など実費</p> | <p>○養子手当 支給額： 子1人当 75,000クローナ（2017年1月1日以降） 40,000クローナ（2017年1月1日以前） *非課税</p> | <p>—</p> | <p>○養子手当 支給額：2,007.95ユーロ</p> | <p>—</p> | <p>12週間の有給休暇（母親に限る）</p> | | |

注) 為替レート（大臣通報レート）：1クローナ（SEK）約12.97円、1ユーロ約141.78円、1ドル（米ドル）約133.33円、1Sドル（シンガポールドル）約98.32円（2022年12月26日時点）

第2節 一覧表の解説

1. 日本

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回って以降、2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2015年には1.45まで回復したが、再び低下傾向となり、2021年時点で1.3となっている¹。

イ 人口の状況

2021年10月1日時点の人口は1億2,550万人（確定値）で、年少人口（15歳未満）割合が11.8%、老年人口（65歳以上）割合が28.9%である²。日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに、2011年以降減少を続けている³。

年少人口の割合については、1960年は30.2%、1990年は18.2%であったが、2021年10月の確定値では、11.8%と大幅に低下している⁴。

一方で、老年人口の割合について、1960年は5.7%、1990年は12.1%であった⁵が、2021年10月の確定値では、28.9%と高齢化が進展している⁶。

ウ 人種構成

外国人流入人口は2018年が51万9,683人、2019年が59万1,961人で増加傾向にあったが、2020年は大幅に減少し、22万0,612人であった⁷。出入国在留管理庁「2021年版出入国在留管理」では、2020年の減少について、「これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本をはじめとする各国・地域において査証制限や上陸拒否等の入国制限措置、海外渡航制限の措置、検疫強化が執られたこと等により、国際的な人の往来が大幅に減少したことが、外国人入国者数全体の大幅な減少につながったものと考えられる。」としている⁸。

母親の国籍別出生割合は、母親の98%が日本人であり、母親が外国人の割合は2%に過ぎない。

（本節における脚注のURLのうち、特記がないものに関しては2023年3月23日に最終アクセスをした。）

¹ 厚生労働省「人口動態統計」

² 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

³ 総務省統計局「統計トピックス No.119 統計が語る平成のあゆみ」

⁴ 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

⁵ 総務省統計局「統計トピックスNo.126 統計からみた我が国の高齢者」

⁶ 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

⁷ OECD, International Migration Database

⁸ 出入国在留管理庁「2021年版出入国在留管理」

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は1990年には25.9歳、2005年には28.0歳と継続して上昇しており、晩婚化が進んでいる。2021年の女性の平均初婚年齢は29.5歳となっており、前年から0.1歳上昇した⁹。

オ 出産

1960年の出生数は、160万6,041人、1990年は122万1,585人で、1970年代をピークに出生数の減少が続いている¹⁰。2021年の出生数は81万1,622人となっている¹¹。

第1子出生時の母親の平均年齢は、1995年は27.5歳、2010年は29.9歳で上昇傾向にある。2021年における第1子出生時の母親の平均年齢は30.9歳となっている。

2021年における出産の出生順位別構成割合は、第1子が45.9%、第2子が36.3%、第3子以降が17.8%となっている¹²。

婚外子の割合は、1980年は0.8%、2000年は1.6%、2021年は2.3%と上昇傾向にある¹³。

カ ワークライフバランス

15～64歳の女性の就業率について、2000年は56.8%、2010年は60.2%、2021年は71.5%と上昇が続いている。そのうち0～2歳の子どもを持つ女性の就業率については、2005年は34.4%、2012年は42.7%、2019年は55.1%である。3～5歳の子どもを持つ女性の就業率については、2005年は52.2%、2012年は59.1%、2019年は69.4%となっている¹⁴。

年々男性の育児・家事に費やす時間は増加しており、2021年の6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間は平均1.54時間が費やされ、そのうち家事に0.49時間、育児に1.05時間が費やされている¹⁵。

また、男性（15～64歳）の無償労働時間は0.41時間、男性就業者の長時間労働者（週49時間以上）の割合は、2020年には21.5%となり、2010年の32.0%から減少傾向にある¹⁶。

キ 貧困

2018年における0～17歳の子どもの貧困率は14.0%である¹⁷。

⁹ 厚生労働省「人口動態統計」

¹⁰ 厚生労働省「人口動態統計」

¹¹ 厚生労働省「人口動態統計」

¹² 厚生労働省「人口動態統計」

¹³ 厚生労働省「人口動態統計」

¹⁴ OECD Stat, Employment rate, OECD Family Database

¹⁵ 厚生労働省「令和3年社会生活基本調査」

¹⁶ 総務省統計局「労働力調査」

¹⁷ OECD, Family Database

ク 給付

2020年における家族関係社会支出の対GDP比は2.01%であった¹⁸。2019年における対国民所得比の国民負担率は44.4%となる¹⁹。

(2) 各分野の支援状況

ア 結婚支援

(ア) 出会い支援

地域少子化対策重点推進交付金の交付が行われている。政府が地方公共団体に対し、結婚支援センターの運営や総合的な結婚支援の取組を支援している。地域少子化対策重点推進交付金の国庫補助率は、対象経費の1/2又は2/3である。

※令和4年度第2次補正予算には3/4のメニューもあり。

(イ) 結婚時の経済的支援

結婚新生活支援事業として、地域少子化対策重点推進交付金の交付が行われている。一定の所得以下の新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体に対し、政府が支援額の一部を補助する。

適用要件は、夫婦共に39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯が対象となる。交付限度額は、1夫婦当たり60万円又は30万円となっている。地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）の国庫補助率は、対象経費の1/2又は2/3である²⁰。

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援は、43歳未満の女性が対象となる。適用される回数は、40歳未満が体外受精最大6回、40歳以上43歳未満が体外受精最大3回となっている。条件として、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は可能性が極めて少ないと医師に判断された夫婦が支援を受けることができる。2022年4月、保険適用実施に伴い、助成金は廃止され、基本治療における窓口での負担額は治療費の3割となった²¹。

¹⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁹ 財務省（2022.2）「国民負担率の国際比較」

²⁰ 内閣府「地域少子化対策重点推進交付金（221216_04_kodomokosodate_ver02.pdf（chisou.go.jp））」

²¹ 厚生労働省「不妊に悩む夫婦への支援について」

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>）

(イ) 妊娠手当

出産・子育て応援給付金として令和4年4月以降（自治体ごとに事業開始が異なることに留意）に出産した女性を対象とし、「出産応援ギフト（5万円相当）」（妊娠届出時）と「子育て応援ギフト（5万円相当）」（出生届出後）を支給する。

- ・「出産応援ギフト」：支給対象者の妊娠1回につき、5万円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポン支給を実施する。クーポン支給等の実施に当たり準備期間を要することなどを踏まえ、5万円の現金支給を実施することも可能とする。
- ・「子育て応援ギフト」：支給対象者1人につき、5万円相当額のクーポン支給

を実施する。クーポン支給等の実施に当たり準備期間を要することなどを踏まえ、5万円の現金支給を実施することも可能とする²²。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産予定のある労働者が産休の対象となり、雇用形態や入社年数などの条件はない²³。取得可能期間は産前6週間、産後8週間である。ただし、双子以上の多胎妊娠の場合は、産前が14週間となる。第2子、第3子以降又は多胎妊娠に関する別段の定めはなく、同じ規定が適用される²⁴。

b. 休業中の所得補償

出産手当金が支給される。補償内容は休業前賃金の約67%となるが、勤務先から対象期間について出産手当金より多い給与が支払われている場合は不支給となる。

その他の所得補償として、社会保険の被保険者の場合、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除される²⁵。

c. 男性取得制度

産後パパ育休を取得することができる。取得可能期間は出生後8週間以内に4週間であ

²² 厚生労働省「出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A（第4版）」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001057979.pdf>)

²³ <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ninshin/ikuji.html>

²⁴ 厚生労働省委託 母性健康管理サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」
(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ninshin/ikuji.html>)、厚生労働省委託 母性健康管理サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/leave/>)

²⁵ 厚生労働省「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的に支援します」
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_r02_01_04.pdf)

る。分割して2回まで取得可能である。その間の所得補償は休業開始時の賃金の67%である²⁶。

(イ) 出産等費用の助成

健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者である女性は、出産育児一時金の対象となり、原則42万円が支給される。産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円となる²⁷。2022年1月より産科医療補償制度の掛け金が1.6万円から1.2万円に引き下げられたが、出産育児一時金の支給総額については維持することとなった。

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・適用要件

満1歳までの子どもを持つ親が対象となる。保育所に入れないなどの事情がある場合は最長2歳までとなっている。両親それぞれが1年間取得できる。父母が共に取得する場合は1歳2か月まで取得可能である（パパ・ママ育休プラス）。また2回まで分割取得可能である²⁸。

b. 休業中の給付

育児休業給付金を受給できる。180日間は休業前賃金の67%、それ以降は休業開始前賃金の50%が受給可能である。これらは非課税であり、社会保険料は免除される²⁹。

(イ) 保育サービス

認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育園、託児所、企業主導型保育園、院内保育所、認可外保育園などがある。幼児教育・保育は無償化され、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳～5歳の子どもの利用料が無料になる。

0～2歳は住民税非課税世帯を対象として、利用料が無料になる。幼稚園については、月額の上限は2.57万円となっている。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になるが、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除される³⁰。

²⁶ 厚生労働省「報道発表資料」令和4年8月22日 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27491.html)、厚生労働省「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的に支援します」

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_r02_01_04.pdf)

²⁷ 厚生労働省「出産育児一時金の支給額・支払方法について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shussan/index.html)

²⁸ 厚生労働省「育MENプロジェクト」 (<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/employee/system/>)

²⁹ 厚生労働省「育MENプロジェクト」 (<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/employee/system/>)

³⁰ 内閣府「幼児教育・保育の無償化」 (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoubuka/index.html>)

(ウ) 児童手当

中学校修了までの国内に住所を有する児童を扶養している者が対象となる。

児童手当の給付水準は、所得制限未満の場合、3歳未満は月額1万5,000円／人、3歳以上小学校修了前は月額1万円／人、第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円／人となっている。所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、特例給付として月額5,000円／人が支給される。所得制限限度額と所得上限限度額があり、所得制限限度額（扶養親族の数によって変動）は、例えば児童が2人いて、配偶者の年収が103万円以下の場合、年収960万円以上となる。所得上限限度額（扶養親族の数によって変動）は、例えば、児童が2人おり、配偶者の年収が103万円以下の場合、年収1,200万円以上となる³¹。

(エ) 税制

16歳以上の児童を持つ家庭は扶養控除の対象となる。児童が16歳以上の場合、児童1人当たり年額38万円、19歳～23歳未満の場合、児童1人当たり年額63万円が控除される³²。

(オ) 高等教育の修学支援

住民税の非課税世帯を対象に、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に通う学生に給付型の奨学金を支給している。例えば、世帯の年収が270万円までの住民税非課税世帯第1区分の場合、自宅外から私立の大学・短期大学・専門学校に通う場合、約91万円が支給される。さらに、入学金と授業料の減免措置も受けられる³³。

オ その他の支援

(ア) ひとり親支援

納税者がひとり親の場合は、年35万円の所得控除がある³⁴。また、児童扶養手当の対象者は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母、及び監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）である。父母が婚姻を解消した児童であること、父又は母が死亡した児童であること、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童などを監護していることのいずれかが支給要件となる。なお、児童扶養手当には所得制限があり、所得に応じて金額が変動する。全部支給の場合、支給額は月4万3,070円であり、加算額は児童2人目で月1万170円、児童3人目以降は月6,100円である。一部支給の場合、支給額は月4万3,060円～1万160円であり、加算額は児童2人目で月1

³¹ 内閣府「児童手当制度のご案内」 (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouate/annai.html>)

³² 国税庁「No.1180 扶養控除」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>)

³³ 文部科学省 高等教育の修学支援新制度 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>)

³⁴ 国税庁「No.1171 ひとり親控除」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1171.htm>)

万 160 円～5,090 円、児童 3 人目以降は月 6,090 円～3,050 円である³⁵。

(イ) 養子支援

児童虐待による心身の影響があり、非行等の問題がある、身体障害、知的障害又は精神障害のある要保護児童を養子とする場合、専門里親に該当する。その他の要保護児童の場合は養育里親に該当する。

里親手当は、専門里親の場合で月 14 万 1,000 円、養育里親の場合で月 9 万円である。一般生活費は乳児に月 6 万 390 円、乳児以外に月 5 万 2,370 円給付される。その他学費、通院費などは実費での支給となる³⁶。

³⁵ 厚生労働省「母子家庭等関係」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html)

³⁶ 厚生労働省「里親等制度について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)

2. スウェーデン

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

2021年の合計特殊出生率は1.67である³⁷。1960年代までは2.0以上の水準であったが、1983年に1.6台まで低下した後、1990年代前半には2.0前後まで回復、その後再び低下傾向となる。近年の合計特殊出生率は、2010年の1.98をピークに低下傾向にあり、2019年には1.71、2021年は1.67まで低下している³⁸。

イ 人口の状況

1960年には749万人だったスウェーデンの人口は、1990年に859万人となる。その後も上昇を続け、2021年には1,045万人に達した。その間、年少人口の割合は1960年の22.2%から2021年の17.6%まで減少し、老年人口の割合は1960年の11.8%から2021年の20.3%まで増加した³⁹。

ウ 人種構成

(ア) 外国人流入人口

1995年に3万6,079人だった外国人流入人口は、2010年に7万9,036人まで増加し、2018年には11万4,431人に達した。その後は減少傾向となり、2019年は9万8,235人、2020年は6万5,789人であった⁴⁰。

(イ) 母親の国籍別出生割合

2021年出生の子どものうち70.4%がスウェーデン国籍の母親から生まれており、外国籍の母親から生まれた子どもの割合は29.6%であった⁴¹。

エ 結婚

(ア) 女性の平均初婚年齢

女性の平均初婚年齢は、1990年の27.7歳から、その後上昇傾向を示しており、2005年には31.7歳、2020年には34.8歳となっている⁴²。

³⁷ 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」及びスウェーデン統計局資料

³⁸ スウェーデン統計局資料

³⁹ スウェーデン統計局資料

⁴⁰ OECD International Migration Database (2022年2月現在)
Inflows of foreign population by nationality

⁴¹ スウェーデン統計局資料

⁴² OECD Family Database

オ 出産

出生数は1968年の11万3,086人から1995年には10万3,422人と一時減少したが、その後回復し、2021年は11万4,263人となった。

2020年の第1子出生時の母親の平均年齢は29.7歳であり、1998年の27.7歳、2010年の28.9歳からゆるやかな上昇傾向にある⁴³。

2021年の出産における出生順位別構成割合は、第1子が42.6%、第2子が37.0%、第3子以降が20.4%となっている⁴⁴。

1980年に39.7%だった婚外子の割合は過半数を超え、2000年には55.3%、2018年には54.5%となっている⁴⁵。

カ ワークライフバランス

15歳から64歳までの女性全体の就業率は、2001年には72.3%、2010年には69.0%、2021年には73.3%とほぼ横ばいであった⁴⁶。うち、0歳から2歳の子どものいる女性の就業率は、2009年の74.8%から2019年の82.0%と上昇傾向にあり、3歳から5歳の子どものいる女性の就業率も同様に、2009年の81.8%から2019年の86.1%に上昇した⁴⁷。

6歳未満の子どもの持つ男性の育児・家事関連時間は、3.21時間であり、そのうち1.07時間を育児に費やしている(2004年)。また、男性(15~64歳)の無償労働時間は2.51時間であった。

2020年に週49時間以上働いた男性は全男性就業者のうちの7.8%であり、2010年の11.4%、2015年の10.1%から減少している⁴⁸。

キ 貧困

0歳から17歳の子どもの貧困率は、2000年の3.8%から2010年の8.7%へと上昇したが、その後2020年には8.8%と横ばいになっている⁴⁹。

ク 給付

2019年の家族関係社会支出の対GDP比は3.42%であり、国民負担率(対国民所得比)は56.4%であった⁵⁰。

⁴³ OECD Family Database

⁴⁴ OECD Family Database

⁴⁵ OECD Family Database

⁴⁶ OECD Stat Employment rate

⁴⁷ OECD Family Database

⁴⁸ 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

⁴⁹ OECD Poverty rate

⁵⁰ 財務省「国民負担率の国際比較」

(2) 各分野の支援状況

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の適用年齢は、女性は40歳未満、男性の場合は56歳未満である。適用回数は、人工授精が最大6回まで、体外受精は最大3回となっている。助成金はないが、不妊検査、人工授精及び体外受精に対し社会保険が全額適用される⁵¹。

(イ) 妊娠手当

出産予定日の60日前から11日前までの間に、女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができず、配置転換もできない場合に、妊娠手当が支給される⁵²。妊娠手当は休暇前賃金の80%相当額が支給される。ただし、日額の上限は837クローナである⁵³。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産予定のある労働者は、休暇開始予定日の2か月前までに職場に休暇を申請しなければならない⁵⁴。出産時までの勤務日数などの条件はなく、勤務初日から母親休暇の取得が可能である⁵⁵。また、当該労働者は、社会保険庁への両親給付受給申請を、妊娠証明書を添えて行う必要がある⁵⁶。なお、両親給付受給対象者は、1. 子どもの親である、若しくは子どもの親権を持っている、2. 子どもの親と結婚している、若しくは同居している、3. 仕事又は学業、若しくは求職する代わりに子どもと一緒に家にいる、4. スウェーデンの社会保険に加入している（スウェーデンに居住又は勤務している場合は通常加入している。）、5. 子どもがスウェーデンに居住している、若しくはEU/EEA又はスイスに居住している者となっている⁵⁷。

⁵¹ 株式会社野村総合研究所（2021）「諸外国における不妊治療に対する経済支援等に関する調査研究報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/000775178.pdf>

⁵² 海外情勢報告2021スウェーデン

⁵³ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「妊娠手当」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/vantar-barn/graviditetspenning>（参照 2023-01-25）

⁵⁴ スウェーデン議会ウェブサイト。「両親休業法第13条」。
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/foraldradedighetslag-1995584_sfs-1995-584（参照 2022-12-02）

⁵⁵ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「両親休暇取得従業員ページ内よくある質問第3問」。
<https://www.forsakringskassan.se/arbetsgivare/foraldradedighet/foraldradedig-medarbetare>（参照 2022-12-02）

⁵⁶ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「出産前の両親給付」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/vantar-barn/foraldrapenning-innan-barnet-fods>（参照 2022-12-02）

⁵⁷ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「両親給付」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/foraldrapenning>（参照 2022-12-02）

b. 取得可能期間

休暇取得可能期間は産前7週間と産後7週間であり、うち産前産後それぞれ2週間の就労は禁止されている⁵⁸。休業中は両親給付として、休業前賃金の約80%が支払われる。ただし日額の上限は1,116 クローナである⁵⁹。かつての父親休暇である出産に伴うもう一方の親の休暇（一時的両親手当）として、10日間の休暇取得が可能で、その間、所得補償として両親給付と同様に休業前賃金の80%相当額が支給される（日額上限は1,116 クローナとなっている。）。双子の場合は子ども1人につき10日とし、合計20日間の休暇取得が可能である⁶⁰。

(イ) 出産等費用の助成

スウェーデンの保険・医療サービスを担う各広域自治体レギオン⁶¹が、スウェーデンで住民登録をしている者（例外あり）を対象に、出産関連医療サービスを提供している⁶²。妊婦検診等を含む出産関連費用は無料⁶³であるが、助産院入院については少額の個人負担がある⁶⁴。

(ウ) 産後ケア

スウェーデン保健福祉庁と小児病院等代表者との協議の結果、全国小児保健プログラムが作成され⁶⁵、その枠組みに沿って0歳から5歳までの子どもとその保護者を対象とした

⁵⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構。「(1) 出産休暇制度」。

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2022-12-12）

⁵⁹ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「手当の支給額」。<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/e-tjanster-blanketter-och-informationsmaterial/aktuella-belopp>（参照 2023-01-25）

⁶⁰ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「出産に伴うもう一方の親の休暇」。

https://www.forsakringskassan.se/arbetsgivare/foraldraledighet/ledighet-i-samband-med-barns-fodelse-eller-adoption-10-dagar/!ut/p/z/1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8ziLQI8TDy8DIx83Q0C3QwcvUz8g0xM_QxDPMz0w8EKDH AARwP9KEL6o1CVGPj6Gho4GltAGAb4mBsbm5jjVxDgZgJVgMcNBbkRBpmejooAJQ7wqA!!/#panel937a58dd-b5be-4e97-b431-64ea4bf06f82（参照 2023-01-24）

⁶¹ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイト。「レギオン及びコミュニティ」。

<https://www.socialstyrelsen.se/kunskapsstod-och-regler/regler-och-riktlinjer/vem-far-gora-vad/styrning-och-arbetsfordelning/regioner-och-kommuner/>（参照 2023-01-17）

⁶² スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「スウェーデンで住民登録をしていない患者」。

<https://www.forsakringskassan.se/halso-och-sjukvarden/patient-som-inte-ar-folkbokford-i-sverige#:~:text=En%20patient%20f%C3%B6rs%C3%A4krad%20i%20ett,s%C3%B6ker%20n%C3%B6dv%C3%A4ndig%20v%C3%A5rd%20i%20Sverige>（参照 2023-01-17）

⁶³ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「医療費の患者負担額—無料の医療」。

<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-stockholms-lan/>（参照 2023-01-17）、レギオン・スコーネウェブサイト。「スコーネにおける医療費の患者負担額」。<https://www.1177.se/Skane/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-skane/>（参照 2023-01-17）

⁶⁴ スtockホルム助産院ウェブサイト。「費用について」。<https://bbstockholm.se/content/praktisk-information>（参照 2023-01-17）

⁶⁵ 小児保健専門職向け全国ハンドブックウェブサイト。「全国小児保健プログラム」。

<https://www.rikshandboken-bhv.se/metoder--riktlinjer/barnhalsovardens-nationella-program/>（参照 2022-12-02）

小児保健事業が展開されている⁶⁶。各レギオンは小児診療所（BVC、barnvårdcentral）による小児保健事業を行い⁶⁷、出生後の自宅訪問、診療所での面談、予防接種等を実施している⁶⁸。なお、スウェーデンでは両親手当などの給付等は国、保健・医療サービスはレギオン（地方自治体のこと、前ランスティング）、老人福祉などの福祉サービス等はコミューンが担うという役割分担が明確になっている。そのため、1937年に政府が設置した人口問題審議会の答申を受けて出産費の無料化や出産手当金制度などが実現されているが⁶⁹ 70、実際の出産関連医療サービスを無料提供しているのはレギオンであり、政府ではない。国がレギオンに保険・医療サービスの提供を委任しているような形式と捉えることもできるが、レギオンの主な財源は住民からの税収である。国の統制が入るケースや、自治体間のサービス格差を回避するため国庫補助金を加えた均衡化補助金制度も存在するが、レギオンの財源における国からの補助金の割合は低い。また、政府はコミューン・レギオン連合会（SKR）と合意し、産科医療の改善や女性の健康への取組強化への補助金として2015年から現在までに85億クローナを支出⁷¹、2023年度にはさらに16億クローナの支出を予定しているが、この補助金は出産費用を直接助成するものではなく、妊娠、出産、産後について女性のニーズに合わせた一貫ケアを提供するため、各レギオンが必要と判断した、例えば人材育成や配置、労働環境の改善等のための助成である⁷²。

⁶⁶ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイト。「小児保健」。<https://www.socialstyrelsen.se/kunskapsstod-och-regler/omraden/barn-och-unga/barn-och-unga-i-halso--och-sjukvarden/barnhalsovarden/>（参照 2022-12-02）

⁶⁷ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイトPDFファイル資料。「小児保健ガイドンスp18」。<https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/vagledning/2014-4-5.pdf>（参照 2022-12-02）

⁶⁸ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「小児保健基本プログラム」。<https://www.bvc.regionstockholm.se/vi-erbjuder/barnhalsovardens-basprogram>（参照 2022-12-02）

⁶⁹ 富永静枝。「スウェーデンの女性労働と育児支援政策、経済支援を中心に」。<https://core.ac.uk/download/pdf/267942973.pdf>

⁷⁰ スウェーデン議会ウェブサイト。https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/proposition/kungl-majts-proposition-nr-39_DY3039/html

⁷¹ スウェーデン行政機関ウェブサイト。<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/01/uppdrag-att-ta-fram-forslag-till-en-nationell-plan-for-forlossningsvarden/>

⁷² 木下淑恵（2012）「分権国家スウェーデンにおける社会保障の財源確保」『海外社会保障研究 = The review of comparative social security research / 国立社会保障・人口問題研究所 編』179, pp. 38-50. スウェーデン行政機関ウェブサイト <https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/01/16-miljarder-kronor-till-insatser-for-forlossningsvard-och-kvinnors-halsa/>

ウ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・取得可能期間

子どもが満4歳になるまで育児休暇を取ることができる。取得可能期間は両親それぞれ240日間で、そのうちの各90日間（いわゆる「パパ月・ママ月」）を除けば、父親・母親間で取得権を移転することが可能である。1歳半までは親給付の有無に関わらず休業することができる。また、休暇のうち96日間は4歳以降に持ち越しも可能である⁷³。

b. 休業中の給付

両親手当

390日間は休業前賃金の約80%が給付される。ただし、日額の上限は1,116クローナであり、従前年収が低い場合は最低保障額として日額250クローナが支給される。残りの90日間は日額一律180クローナが支払われる。また、勤務時間を短縮して勤務した場合、短縮分の支給額を受給することが可能である。なお、子どもが0歳の間は、30日間は両親が同時に両親手当を受給することが可能である。多胎児の場合は、両親手当受給期間が延長される（390日間については双子が480日、三つ子が660日、四つ子が840日に、90日間についてはそれぞれ180日間に延長）⁷⁴。

一時的両親手当

生後8か月以上12歳未満の子の看護のための手当として、子ども1人につき年間120日まで、両親手当と同額が支給される。ただし、通常子をみている者の病気を理由とした休業補償については年60日間で上限である⁷⁵。

課税対象であるが、社会保険料は免除される。

(イ) 保育サービス

通常の保育所（プレスクール）

1歳から6歳までの就学前の子どもが対象である。

放課後保育所（レジャータイム・センター）

就学している児童が対象である。

⁷³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2023-01-25）

⁷⁴ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト、「両親手当」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/foraldrapenning>（参照 2023-01-25）

⁷⁵ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2023-01-25）

家庭保育（教育的保育）

一定の資格を有する保育担当者が自分の家で数人の児童を保育する制度。子どもの対象年齢は各コミューンにより異なり、例えばストックホルム市は1歳から9歳、マルメ市は1歳から5歳、ベステルオース市は1歳から12歳が対象である⁷⁶。

開放型保育所（オープン・プレスクール）

保護者が児童と共に自分で日を選んで任意の時間に訪問できる施設で、地域の子どもの遊び場であると同時に、育児期間中の父母などに交流の機会を提供する。

就学前学級制度（基礎学校における就学前学級）

日本の小中学校にあたる基礎学校への入学準備として、子どもが6歳になる年の秋学期から基礎学校入学までの1年間、保育所と基礎学校それぞれの教育法等を組み合わせた教育を行う制度⁷⁷で、1998年から義務化されている⁷⁸。

保育サービスについては、3歳から就学前の児童を対象に、少なくとも年525時間分のサービスが無料で提供される。保育サービスの自己負担限度額は第1子の場合、所得の3%となっており、月最高1,645クローナである（子どもが6歳から12歳の場合は、所得の2%で、月1,097クローナとなる。）。第2子の場合は、所得の2%で、月最高1,097クローナである（子どもが6歳から12歳の場合は、所得の1%で、月最高548クローナ）。第3子の場合は、所得の1%で、月最高548クローナとなる。第4子以降は無料である⁷⁹。

(ウ) 児童手当

スウェーデン国内に居住する16歳未満（学生は18歳まで）の児童を扶養している者が対象である。（基礎）児童手当として16歳未満の子ども1人につき、月額1,250クローナが支給される。付加的児童手当（多子加算）として、第2子には月額150クローナ、第3子には月額580クローナ、第4子には月額1,010クローナ、第5子以降には月額1,250ク

⁷⁶ スtockホルム市ウェブサイト。「未就学児に向けた活動」。
<https://forskola.stockholm/olika-former-av-verksamheter/>（参照 2023-01-27）

マルメ市ウェブサイト。「家庭保育（教育的保育）」。

<https://malmo.se/Bo-och-leva/Utbildning-och-forskola/Forskola/Forskolor-och-pedagogisk-omsorg/Familjedaghem-pedagogisk-omsorg.html>（参照 2023-01-27）

ベステルオース市ウェブサイト。「家庭保育（教育的保育）」。
<https://www.vasteras.se/barn-och-utbildning/forskola/familjedaghem-pedagogisk-omsorg.html>（参照 2023-01-27）

⁷⁷ スtockホルム市ウェブサイト。「就学前学級」。

<https://grundskola.stockholm/forskoleklass/>（参照 2023-01-17）

⁷⁸ スウェーデン政府ウェブサイト。「義務教育開始年（子どもが6歳になる年）に関する法案」。

<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2017/09/prop.-2017189/>（参照 2023-01-17）

⁷⁹ リンシェーピング市ウェブサイト

<https://www.linkoping.se/forskola-och-utbildning/forskola-och-annan-pedagogisk-verksamhet/avgifter-och-regler/>

ローナが加算される⁸⁰。非課税であり、所得による制限はない⁸¹。

(エ) 税制

家庭で掃除又は洗濯、若しくは子守り等の有料家事代行サービスを利用した場合、支払額の50%まで税額控除を受けられる（RUT-avdrag）⁸²。ただし住宅の修繕、増築費用等の税額控除（ROT-avdrag）と合わせ、1人当たり年間7万5,000 クローナまでが対象となる⁸³。

(オ) 高等教育の修学支援

大学は授業料及び登録料共に無料である⁸⁴。大学等に通う学生には、定額の基礎給付部分と返済義務のあるローン部分から成る学習補助金が支給される。フルタイムの学生の場合、4週間で給付金3,652 クローナ、ローン8,400 クローナとなる（フルタイム、75%、50%と学習時間により支給額が異なる。）。支給には、61歳未満であること、50%以上の学習時間であることなどの受給条件が課される⁸⁵。

(カ) 医療費補助

公的医療機関及びレギオンと協定を結ぶ民間医療機関における子どもの医療費は基本無料である。ただし、対象年齢の上限は18歳未満から20歳未満までと、各レギオンによって異なる⁸⁶。レギオンと協定を結んでいない民間医療機関の利用は、医療費無料の対象外となり⁸⁷、外来費用上限年間1,300 クローナの高額医療費保障も適用されない⁸⁸。また、レギオン・ストックホルムでは子どもの救急外来利用に120 クローナがかかる（レギオン・

⁸⁰ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「児童手当と多子加算」。

<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/barnbidrag-och-flerbarnstillagg>（参照 2023-01-25）

⁸¹ 高橋美恵子（2016）「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査報告書【全体版】 第4部 各国の少子化対策施策 第2章 スウェーデン」

⁸² スウェーデン国税庁ウェブサイト。「家事サービス」。

<https://www4.skatteverket.se/rattsligvagledning/edition/2022.13/2944.html>（参照 2022-12-02）

⁸³ スウェーデン国税庁ウェブサイト。「修理修繕作業等及び家事作業」。

<https://www.skatteverket.se/privat/fastigheterochbostad/rotochrutarbete.4.2e56d4ba1202f95012080002966.html>（参照 2022-12-02）

⁸⁴ スウェーデン高等教育応募ウェブサイト。「応募と授業料」。

<https://www.antagning.se/sv/studier-pa-hogskoleniva/anmalnings--och-studieavgifter/>（参照 2022-12-02）

⁸⁵ 中央学習支援委員会（CSN）ウェブサイト。「学習補助金」。

<https://www.csn.se/bidrag-och-lan/studiestod/studiemedel.html#h-Hurmycketpengarkanjagfaochlana>（参照 2022-12-02）

⁸⁶ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「患者負担額と高額医療費制度」。

<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter/>（参照 2023-01-25）

⁸⁷ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「ストックホルムの患者負担額」。

<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-stockholms-lan/>（参照 2023-03-14）

⁸⁸ レギオン・クロノベリウェブサイト。「eフリーカードに関するQ&A」。<https://www.1177.se/Kronoberg/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/fragor-och-svar-om-e-frikort/#:~:text=Svar%3A%20Frikortet%20g%C3%A4ller%20hos%20alla,bevaka%20r%C3%A4tten%20till%20ditt%20h%C3%B6gkostnadsskydd/>（参照 2023-03-14）

スコーネ等では無料)。同じ親に複数の子どもがいる場合に、子ども達には共同で高額医療保障が適用される⁸⁹。18歳未満の子に係る薬剤の本人負担及び22歳以下の歯科治療費は無料である⁹⁰。

(キ) その他の支援

ひとり親支援

離婚した一方の親があらかじめ合意した養育費を支払わない場合に、社会保険制度より支給される。補助額は、7歳未満の子を養育する場合は月額上限1,673 クローナ、7歳から14歳までは月額上限1,823 クローナ、15歳以上は月額上限2,223 クローナまでとなっている⁹¹。

養子支援

家族法及び子育て支援局（MFOF）、若しくはスウェーデン裁判所によって承認された養子縁組であること、子どもが10歳未満のスウェーデンに居住していない外国人であること、子どもの引取り及び養子縁組成立の両方の時点で親がスウェーデンに居住していることを条件に、養子縁組費用の一部を賄うための養子手当が支給される。支給額は子ども1人当たり7万5,000 クローナ（非課税）である⁹²。

⁸⁹ レギオン・ストックホルム介護者ガイドウェブサイト。「高額医療費保障の一般規定」。
<https://vardgivarguiden.se/administration/patientadministration/patientavgifter/avgiftshandboken/hogkostnadsskydd/allmanna-bestammelser-for-hogkostnadsskydd/>(参照 2023-03-14)

⁹⁰ 「海外情勢報告2021スウェーデン」

⁹¹ 「海外情勢報告2021スウェーデン」、スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「養育費」、
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-05.pdf>

<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/for-foraldrar-som-inte-lever-ihop/barnet-bor-hos-dig/underhallsstod-fran-forsakringskassan>

⁹² スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「養子手当」。

<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/adoption/adoptionsbidrag> (参照 2022-12-15)

3. ドイツ

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

ドイツの合計特殊出生率は1960年代までは2.0以上の水準であったが、1994年に1.2台まで低下した後、徐々に上昇し、最新の2021年は1.58となった⁹³。

イ 人口の状況

1970年は6,100万人だった人口は、東西ドイツ再編後は2000年に8,225万人まで成長し、その後も2021年には8,323万人まで増えている⁹⁴。年少人口割合は1970年の23.1%から2000年の15.5%まで大きく減少したが、以降徐々に減少し、2021年には13.9%となっている。また、老年人口割合は1970年で13.3%、2000年で16.7%、2021年では21.2%と増加している⁹⁵。

ウ 人種構成

外国人流入人口は1995年が79万2,701人、2010年は68万3,529人、2020年は99万4,819人であった⁹⁶。2021年における母親の人種別出生率は、母親がドイツ人は76.1%、母親が外国人では23.9%となっている⁹⁷。

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は1990年の25.5歳から2005年の29.1歳、2017年の31.2歳と晩婚化の傾向にある⁹⁸。

オ 出産

出生数は2021年が79万5,492人であった。1960年が126万1,614人、1990年が90万5,675人であり、出生数は低下している⁹⁹。第1子出生時の母親の平均年齢は、2010年が28.9歳、2015年が29.5歳、2020年が29.9歳と近年晩産化が進んでいる¹⁰⁰。2021年の出生順位別構成割合では、第1子割合が46.6%、第2子割合が35.4%、第3子以降割合が18.1%である¹⁰¹。

2021年の婚外子の割合は、1980年は11.9%、2000年は23.4%、2018年は33.9%と徐々

⁹³ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁴ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁵ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁶ OECD “International Migration Database - Inflows of foreign population by nationality” (2022年2月現在)

⁹⁷ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁸ OECD Family Database

⁹⁹ ドイツ連邦統計局資料

¹⁰⁰ OECD Family Database

¹⁰¹ OECD Family Database

に増加している¹⁰²。

カ ワークライフバランス

15～64歳の女性全体の就業率については、2005年は59.6%、2010年は65.3%、2021年は72.2%と上昇している。そのうち0～2歳の子どもを持つ女性の就業率は、2006年は45.8%、2012年は51.5%、2019年は56.4%であり、3～5歳の子どもを持つ女性の就業率は、2006年が55.8%、2012年が69.6%、2019年が75.5%と同様に増加している¹⁰³。6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は3.00時間（うち育児0.59時間）である¹⁰⁴。男性（15～64歳）の無償労働時間（買い物、家族の世話、育児等）は2.30時間である。男性就業者の長時間労働者の割合（週49時間以上）は、2010年は17.2%、2015年は14.1%、2020年は8.9%と減少している¹⁰⁵。

キ 貧困

0～17歳の子どもの貧困率は2000年が8.7%、2010年が9.0%、2019年が11.7%と増加している¹⁰⁶。

ク 給付

家族関係社会支出の対GDP比は、1.95%（2019年）であった¹⁰⁷。国民負担率（対国民所得比）は54.9%（2019年）となっている¹⁰⁸。

（2）各分野の支援状況

ア 結婚支援

結婚時の経済的支援には、夫婦分割課税制度（Ehegattensplittung）がある。夫婦及びシビル・ユニオン（登記上のパートナー）が所得を合算して申告できる制度で、2人の所得格差が大きいほど、合算により累進税率が低くなる恩恵を受けるが、所得が同程度の場合は利用のメリットはほとんどなくなる。そのため収入の少ない側の就労意欲を低下させるとの批判がある。2人とも累進税率の最高税率の適用を受けている場合にも、この制度による恩恵はない。節税の上限は1万7,672ユーロとされている（2022年）。例えば、パートナーの片方の年収が15万ユーロ、もう片方が4万7,700ユーロの場合、制度利用により4,261ユーロの節約になる。夫婦の年収がどちらもおよそ5万ユーロの場合、制度を利用

¹⁰² OECD Family Database

¹⁰³ OECD “Employment rate”, “Family Database LMF1.2”

¹⁰⁴ 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

¹⁰⁵ JILPT「国際労働比較2022」

¹⁰⁶ OECD “Poverty rate”

¹⁰⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁰⁸ 財務省「国民負担率の国際比較」

しても掛かる税金は変わらないので、全く節約にならない¹⁰⁹。

なお、夫婦とパートナーを同等に捉えた法制であり、子どもの有無に関わらず利用できるため、直接的には子育て支援に当たらない¹¹⁰。

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

25～40歳未満の女性、25～50歳未満の男性が対象となる。適用回数は人工授精（IUI）最大8回（ホルモン剤使用の場合は3回）、体外受精（IVF）最大3回、顕微授精最大3回、配偶子卵管内移植最大2回。対象者の社会保険の適用は、不妊検査、人工授精、体外受精において法的疾病保険が全額適用である¹¹¹。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費は全て医療保険が適用される。ただし染色体異常のスクリーニング検査などの追加検査は対象外である。また、母性保護賃金が存在する。これは仕事を持つ女性が、産前産後の保護期間以外に、医師の指示などにより仕事ができなくなった場合に、妊娠前の3か月間の平均賃金が支給される¹¹²。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性を対象とする。出産前6週間、産後8週間の休暇を取得できる。全期間、就労は禁止されている。予定日より早く生まれた場合でも、全体で14週間、早産の場合は

¹⁰⁹ Wirtschaftsdienst（ドイツ経済ジャーナル）

<https://www.wirtschaftsdienst.eu/inhalt/jahr/2022/heft/12/beitrag/das-ehgattensplitting-steht-der-erwerbstaetigkeit-von-frauen-nicht-im-weg.html>

¹¹⁰ 商品テスト財団（Stiftung Warentest：ドイツの消費者団体）（2022）

<https://www.test.de/Ehgattensplitting-Steuvorteile-durch-Heirat-4240385-0>

Ifo経済研究所（2021）

<https://www.ifo.de/publikationen/2021/ifo-standpunkt/vor-und-nachteile-einer-reform-des-ehgattensplittings>

ドイツ公共放送連盟（ARD）

<https://www.ardmediathek.de/video/lohnt-sich-das-ehgattensplitting-einfach-erklart/brfernsehen/Y3JpZDovL2JyLmRIL3ZpZGVvLzZmMjcwYjU3LTRkNzQtNDVjNi04MjZmLWNiMDU2NjJkOGY2Mw>

¹¹¹ 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）（2022）

<https://www.informationsportal-kinderwunsch.de/kiwu/finanzielle-foerderung/krankenkasse/das-uebernimmt-die-krankenkasse-162372>

保険についての情報サイト（2022）

<https://www.krankenkassen.de/gesetzliche-krankenkassen/leistungen-gesetzliche-krankenkassen/geburt-kinder/kuenstliche-befruchtung/>

¹¹² 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）（2022）家族ポータルサイト

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/mutterschaftsleistungen>

ドイツ連邦司法省「母性保護法 § 18母性保護賃金（Mutterschutzlohn）」

https://www.gesetze-im-internet.de/muschg_2018/_18.html

産後 12 週間までの延長が可能であり、予定日を超過した場合も産後は 8 週間、多胎児の場合や障害児の場合は産後 12 週間となる。

本人が希望する場合、産前の就労、学業で学校や大学に戻る場合は産後の休暇の短縮、あるいは産後に子どもが死亡した場合や死産した場合は産後 2 週間を過ぎて就労が可能である。ただし、いずれの場合においても就労義務はなく、期間内であればいつでも休暇に戻ることが可能である。また、学業で学校や大学へ戻る場合を除き、産後 2 週間は就労禁止となっている¹¹³。

公的医療保険の被保険者は休業中に母性手当として休業前賃金の 10 割（公的保険が 1 日当たり 13 ユーロまで、それを超える分は事業者が負担）が補償される。公的医療保険の被扶養者は、最高 210 ユーロまでの一時金が受給可能である。その他、公的医療保険や公的介護保険の保険料が免除される¹¹⁴。2 週間の男性産後休暇（有給）取得制度が 2024 年以降に計画されている¹¹⁵。

(イ) 出産等費用の助成

出産に関わるすべての費用は公的医療保険の範囲となる（個室費用などは自己負担）¹¹⁶。

(ウ) 産後ケア

助産師の手配をしている場合は、産後 10 日間は助産師が毎日（多くて日に 2 回まで）自宅を訪問する。産後 12 週までは毎日ではないが、必要に応じて 16 回まで助産師に支援を求めることができる。その後も最大 8 回まで授乳（授乳期間終了まで）や子どもの栄養（生後 9 か月まで）に関して助言を求めることができる。助産師のサポートは妊娠中から産後までの全期間にわたって行われ、費用も公的保険でカバーされるが、助産師は自分で見つける必要がある¹¹⁷。

¹¹³ 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）家族情報ポータルサイト

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/mutterschutz/wie-lange-besteht-der-mutterschutz-vor-und-nach-der-geburt--125046>

¹¹⁴ 海外情勢報告2021ドイツ

¹¹⁵ 欧州議会

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2023/739346/EPRS_ATA\(2023\)739346_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2023/739346/EPRS_ATA(2023)739346_EN.pdf)

¹¹⁶ 海外情勢報告2021ドイツ、IAMEXPATウェブサイト

<https://www.iamexpat.de/expat-info/family-kids/pregnancy-giving-birth-germany#:~:text=The%20first%20step%20for%20any,from%20check%20Dups%20to%20childbirth.>

¹¹⁷ ドイツ助産師協会（2022）ウェブサイト

<https://www.hebammenverband.de/beruf-hebamme/was-machen-hebammen/>

連邦教育健康センター（2021）ポータルサイト

<https://www.kindergesundheit-info.de/themen/ernaehrung/0-12-monate/hebammenbetreuung/#:~:text=Bis%20zum%20elften%20Tag%20nach,beanspruchen%2C%20allerdings%20nicht%20mehr%20t%C3%A4glich.>

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

育児休業は子どもが満8歳になるまで取得できる。両親それぞれ3年間取得可能で、うち24か月間は3歳以降に持ち越し可能である。また両親が同時に取得することもできる。週32時間までの労働も認められている。休業中は両親手当、両親手当プラス、パートナーシップボーナス、兄弟ボーナスが給付される。両親手当の給付期間は12か月間で休業前賃金の約65%、低所得者の場合は最大100%（月額上限1,800ユーロ、下限300ユーロ）を給付する。両親共に育児休業を2か月以上取得した場合、2人合わせて最大14か月分を請求できる。両親手当プラスの給付期間は28か月間で両親手当の受給月額の半額を給付する。時短勤務をする場合、受給期間を2倍に（通常14か月までの受給期間を28か月まで）延長できる。パートナーシップボーナスは、両親が同時に2～4か月間連続で時短勤務（週24時間以上32時間以下）をする場合、両親手当プラス2～4か月分を追加受給できる。兄弟ボーナスとして、兄弟2人以上の少なくとも1人は3歳未満、若しくは兄弟3人以上の少なくとも2人は6歳未満、若しくは兄弟2人以上の少なくとも1人は14歳未満で第20級以上の障害を持っていることのどれかが満たされていれば、両親手当が10%（ただし最低75ユーロ、上限180ユーロ）増額される。血縁関係にない子どもも対象となる¹¹⁸。

(イ) 保育サービス

2008年に制定された「保育所における3歳未満の児童の支援に関する法律（通称：児童助成法）」により、2008年から2013年まで、保育所の整備に対する政府の投資プログラム「保育資金調達（2008-2013）」が実施されるとともに、それまで3歳以上の就学前児童に付与されていた保育請求権を、1歳以上の児童に拡大する（2013年8月施行）こととされた。現在、3歳未満の35.5%、3歳以上6歳未満の91.7%が保育園を利用している（2022年3月）¹¹⁹。

保育園と幼稚園は収入に応じて保育料を減額する制度がある点は共通しているものの、規定は州によって異なる。保育料は世帯年収の上限を決めて（例えば7万ユーロなど）、それ以上は満額、それ以下は収入に応じて減額という処置が多いので、最も大きな差は高く設定された満額を払っているケースと自治体で一般的に無料のケースで出ることになる。無料のケースを除くと、保育料が世帯所得に占める割合は平均で6～7%となっている

¹¹⁸ 労働政策研究・研修機構「ドイツの育児休業制度と両立支援策」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/germany.html
IamExpat
<https://www.iamexpat.de/expat-info/social-security/parental-allowance-germany-eltern geld#:~:text=Partnership%20bonus,and%20your%20partner%20live%20separately. herMoney>
<https://www.hermoney.de/geld-familie/kinder/eltern geld-geschwisterbonus/>

¹¹⁹ 海外情勢報告ドイツ2021

る¹²⁰。

生活保護を受けている世帯や低所得世帯、学生など保育料が家庭にとって大きな負担となる場合には、申請によって青少年局が保育料の一部あるいは全額を負担、特例的には保育園や幼稚園の代替として認定された家庭保育（Kindertagespflege）の料金の一部や全部を青少年局が負担（給食は任意であるため、これには含まれない。）する。なお、最近では保育料を減額や無料化、若しくは無料化を低年齢化する傾向が強い。保育料は税控除の対象となる¹²¹。

（ウ）児童手当

18歳未満の児童を扶養している者が対象となる。教育期間中の子どもについては25歳未満、失業中の子どもについては21歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限で支給される。

児童手当として、1人当たり月額250ユーロが給付される。児童加算（低所得者加算）として1人当たり最大月額250ユーロを給付する。児童手当に所得制限はないが、児童加算には所得制限がある。両親の所得が900ユーロ以上の場合（ひとり親の場合600ユーロ以上）で、この加算を受けることで、失業給付IIや社会扶助の受給が不要となる場合に加算される。児童加算は家族構成を考慮して一定以上の収入がある場合は加算額が減額されていき、いずれかの所得段階において0円となって支給対象外となる。所得の下限を設けることで、社会扶助層と自立層の間にいる境界層向けの支援措置的なイメージとなっている¹²²。

（エ）税制

児童扶養控除は児童1人当たり年額3,012ユーロである。夫婦で子どもを養育する場合、控除額は6,024ユーロとなる。養育教育控除は児童1人当たり年額1,464ユーロである。夫婦の場合は2,928ユーロとなる。児童手当と児童扶養控除のどちらかが適用される¹²³。

¹²⁰ ライプニッツ教育研究・情報研究所（Leibniz-Institut für Bildungsforschung und Bildungsinformation）（2022）ウェブサイト

<https://www.bildungsserver.de/kita-gebuehren-und-beitragsfreiheit-5674-de.html>

バイエルン州立早期教育研究所（Das Staatsinstitut für Frühpädagogik）（2022）ウェブサイト

<https://www.familienhandbuch.de/unterstuetzungsangebote/finanz/Kitagebuehren.php>

ベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）幼稚園保育料の世帯負担（2018）

https://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BSSt/Publikationen/GrauePublikationen/ElternZOOM_2018.pdf

¹²¹ ライプニッツ教育研究・情報研究所（Leibniz-Institut für Bildungsforschung und Bildungsinformation）

（2022）<https://www.bildungsserver.de/kita-gebuehren-und-beitragsfreiheit-5674-de.html>

バイエルン州立早期教育研究所（Das Staatsinstitut für Frühpädagogik）（2022）

<https://www.familienhandbuch.de/unterstuetzungsangebote/finanz/Kitagebuehren.php>

ベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）（2018）幼稚園保育料の世帯負担

https://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BSSt/Publikationen/GrauePublikationen/ElternZOOM_2018.pdf

¹²² 海外情勢報告ドイツ2021

¹²³ 連邦家族省HP <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder>

(オ) 高等教育の修学支援

公立校学費は小学校から大学まで全て無料である¹²⁴。

(カ) 医療費補助

公的保険に加入している親を持つ子どもは、18歳未満まで医療費が無料となる。教育期間中の子どもについては25歳未満、非就労中、又は収入が僅少の子どもについては23歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限となっている。親が民間保険を選択している場合には加入している会社の保険料に準ずる¹²⁵。

(キ) その他の支援

育児期間中の公的年金制度は、子どもを養育している者（両親の一方のみ）を対象として、出生後3年間、保険料を支払うことなしに平均報酬相当額に対する保険料を支払ったものとして評価される。

また、ひとり親控除がある。控除額は4,260ユーロであり、子どもが1人増えるごとに240ユーロが上乗せされる。養育費支援としては6歳未満には187ユーロ、6歳以上12歳未満には252ユーロ、12歳以上18歳未満には338ユーロが給付される。ただし、児童手当を受けている場合は、その1人目の子どもの分と同額が差し引かれる。ほかに、休業中の両親手当の給付は最大14か月となる。子ども病気休暇は通常の倍の20日取得可能であり、子どもが多い場合、最大で年間50日間取得可能である。子どもに加えて親が病気になった場合や、子どもの入院に親の付き添いが必要で他の子が家にいる場合は、その間の費用は青少年局の負担となる¹²⁶。

養子に関しては、法律上実子と同じ扱いで休暇や手当を受給することが可能である¹²⁷。

¹²⁴ 移民・難民・社会統合に関わる連邦政府弁務官（Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration）（2022）

<https://www.eu-gleichbehandlungsstelle.de/eugs-de/eu-buerger/infothek/schule>

公的大学案内サイト（2022）

<https://studienwahl.de/finanzielles/was-kostet-ein-studium>

¹²⁵ 消費者協会（Verbraucherzentrale）（2021）<https://www.verbraucherzentrale.de/wissen/gesundheitspflege/krankenversicherung/familienversicherung-in-der-krankenkasse-wer-kostenlos-mit-rein-kommt-28982>

¹²⁶ ドイツ家族・高齢者・婦人・青少年省 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/elterngeld/faq/wie-lange-kann-ich-elterngeld-bekommen--124728>

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/was-ist-der-entlastungsbetrag-fuer-alleinerziehende-und-nicht-verheirateten-eltern--125202>

ベルリン州 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://www.berlin.de/sen/jugend/familie-und-kinder/finanzielle-leistungen/unterhaltsvorschuss/>

連邦行政裁判所 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://www.bverwg.de/pm/2017/8>

¹²⁷ ドイツ家族・高齢者・婦人・青少年省 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://familienportal.de/familienportal/lebenslagen/kinderwunsch-adoption/adoption/welche-staatlichen-leistungen-koennen-adoptiveltern-bekommen--125988>

4. フランス

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1994年時点で1.6台まで低下、その後、2000年代後半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある¹²⁸。その一方で、2021年には合計特殊出生率が少し持ち直し、1.83となっている^{129 130}。

イ 人口の状況

1991年時点では、人口が5,828万人、年少人口割合は20.3%、老年人口割合は19.0%、2005年時点では、人口が6,273万人、年少人口割合は18.6%、老年人口割合は20.7%となっている。2021年は、人口が6,781万人となり、年少人口割合は17.5%、老年人口割合は27.2%である¹³¹。

ウ 人種構成

外国人流入人口について、1995年は4万8,822人、2010年は14万5,831人、2020年は20万495人である¹³²。2021年における母親の人種別出生率は、母親がフランス人は77.3%、母親が外国人は22.7%となっている¹³³。

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は、1998年には28.1歳、2005年には29.6歳、2018年には33.1歳となっており、晩婚化が進行している¹³⁴。

オ 出産

出生数も年々減少しており、1960年には85万6,468人、1990年には79万3,071人であり、2021年には74万2,052人となっている¹³⁵。

第1子出生時の母親の平均年齢も年々上昇しており、1998年には27.7歳、2006年には28.6歳、2020年には28.9歳となっている¹³⁶。

出生順位別構成割合では、第1子割合が42.1%、第2子割合が35.1%、第3子以降割

¹²⁸ フランス国立統計経済研究所資料

¹²⁹ 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」

¹³⁰ フランス国立統計経済研究所資料

¹³¹ フランス国立統計経済研究所資料

¹³² OECD International Migration Database (2022年2月現在) Inflows of foreign population by nationality

¹³³ フランス国立統計経済研究所資料

¹³⁴ OECD Family Database

¹³⁵ フランス国立統計経済研究所資料

¹³⁶ OECD Family Database

合が 22.8%である¹³⁷。

婚外子の割合は年々増加し、2000 年には 43.6%、2010 年には 55.0%と半数以上を超えており、2018 年時点で 60.4%となっている¹³⁸。

カ ワークライフバランス

女性（15～64 歳）の就業率は、2003 年時点で 59.3%、2010 年時点で 60.8%、そして 2021 年は 64.5%である¹³⁹。そのうち 0～2 歳の子どもを持つ母親の就業率は 2005 年時点で 56.7%、2012 年時点で 58.7%、そして 2019 年は 60.0%となっている。3～5 歳の子どもを持つ母親の就業率は 2005 年時点で 70.2%、2012 年時点で 74.3%、2019 年時点は 73.8%である¹⁴⁰。

6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は、2004 年は 2.3 時間、そのうち育児が 0.4 時間であったが、2010 年時点では全体で 2 時間半であり、そのうち育児は 1 時間 46 分となっている¹⁴¹。また、15～64 歳の男性の無償労働時間（買い物、家族の世話、育児等）は 2.15 時間となっている¹⁴²。フランスは、フルタイムが週 35 時間労働とされているが、週 49 時間以上働く男性も 2010 年時点で 16.5%、2015 年時点で 14.0%、2020 年では 12.3%となっている¹⁴³。

キ 貧困

0～17 歳の子どもの貧困率は、2000 年時点では 9.7%、2010 年時点では 11.6%であり、2019 年は 11.7%となっている¹⁴⁴。

ク 給付

家族関係社会支出の対 GDP 比は 2.73%（2018 年）であり¹⁴⁵、国民負担率（対国民所得比）は 67.1%（2019 年）となっている¹⁴⁶。

¹³⁷ OECD Family Database

¹³⁸ OECD Family Database

¹³⁹ OECD Stat Employment rate

¹⁴⁰ OECD Family Database LMF1.2

¹⁴¹ 内閣府「令和 2 年版男女共同参画白書」

¹⁴² OECD Time Use Survey

¹⁴³ JILPT「国際労働比較2022」

¹⁴⁴ OECD Family Database（直近値 OECD Poverty rate）

¹⁴⁵ OECD Family Database

¹⁴⁶ 財務省「国民負担率の国際比較」

(2) 各分野の支援状況

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の対象となるのは女性 43 歳未満、男性 60 歳未満の場合であり、適用回数は人工授精が最大 6 回まで、体外受精と顕微授精が最大 4 回と決まっている。また、その他には健康保険基金の事前承認がある。助成金はないが、社会保険は適用される。なお、卵子や精子について保存されたものを利用する場合には保存年齢が設定されており、女性は 29～37 歳、男性は 29～45 歳とされている。また不妊治療の利用については、女性 45 歳未満、男性 60 歳未満まで可能となっている。

生命倫理法改正案が可決されたことにより、2021 年 9 月 29 日より、不妊治療支援の対象は男女のカップルに限られず、女性同士のカップル、また未婚の女性 1 名のみでも可能となっている¹⁴⁷。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費に関しては社会保険が全額適用される。社会保険適用の範囲について、必要があると判断された場合の染色体異常の検査、トキソプラズマ症、B 型肝炎、梅毒、HIV などのスクリーニング検査、出生前面接 1 回、7 回の出産と子育ての予備セッションが含まれる。保険適用には「妊娠届」の提出が要件となる。妊娠に関わる医療費の給付に関して、所得制限は設けられていない¹⁴⁸。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産日までに 10 か月間以上社会保険に加入かつ産休前 6 か月間の収入の合計が 1 万 403.75 ユーロ以上、若しくは、産休前 12 か月間の収入の合計が 2 万 807.50 ユーロ以上であることが適用条件となる。

若しくは、産休前の 3 か月間に 150 時間以上若しくは産休前の 12 か月間に 600 時間以上労働することが条件となっている¹⁴⁹。

b. 取得可能期間

第 1 子・第 2 子の場合は、産前 6 週間、産後 10 週間で、最大 16 週間、また第 3 子以降の場合は、産前 8 週間、産後 18 週間で、最大 26 週間の取得が可能となっており、そのう

¹⁴⁷ 厚生労働省『諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究』

¹⁴⁸ AXA S.A.

<https://www.axaglobalhealthcare.com/en/wellbeing/pregnancy/france/#:~:text=The%20public%20healthcare%20system%20covers,from%20the%20midwife%20at%20home.>

¹⁴⁹ JETRO 「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202106.pdf

ち、8週間（うち産後6週間）は就労が禁止されている。

また、多胎児の場合、双子なら、産前12週間、産後22週間で、最大34週間、また3つ子以上なら、産前24週間、産後22週間で、最大46週間の取得が可能となっている¹⁵⁰。

c. 休業中の所得補償

出産休暇手当として、休暇前3か月の賃金の91.25%が支給される。ただし、月額の基本給与額は社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならず、また日額9.77ユーロ～95.22ユーロ以内となっている¹⁵¹。

d. 男性取得制度

男性は、子どもの出生後3日間の出生休暇に続けて、父親休暇を最低4日間取得しなければならない。また出生後6か月以内に開始する25日間（週末や祝日を含んだ日数）に父親休暇が取得可能である。政府は2021年7月から7日間の取得を義務化した。また、父親休暇も21日から25日に延長され、この7日間の取得義務に違反した企業には、1人当たり7,500ユーロ（約95万円）の罰金が科せられる。収入は原則全額支給であり、休暇は分割取得も可能である。出生休暇と父親休暇を合わせると合計28日間（多胎の場合は35日間）の休暇が取得可能となっている¹⁵² ¹⁵³。

所得補償として、休業前3か月の賃金の91.25%が支給される（ただし、月額の基本給与額は社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならず、また日額9.77ユーロ～95.22ユーロ以内となっている¹⁵⁴。

(イ) 出産等費用の助成

出産手当が支給される。ただし、所得制限があり、また妊婦健診を受けている必要がある¹⁵⁵。

(ウ) 産後ケア

医師や助産師による産後健診が義務付けられている。期間は産後6～8週間の間に開始する。

¹⁵⁰ JETRO「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202106.pdf

¹⁵¹ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2265>

¹⁵² JETROビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/bc666034e443dc21.html>

¹⁵³ 労働政策研究・研修機構「フランスにおける父親の育児休業制度」

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/france.html

¹⁵⁴ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2265>

¹⁵⁵ 国立国会図書館「フランスの家族政策」

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10304840_po_0941.pdf?contentNo=1

また、産後うつ及び必要なサポートに関する診察に関して、産後4～8週間の間に受診でき、必要に応じて2回目の診察を産後10～14週目に受診可能である。その他には、助産師による自宅訪問も産後翌日～12日目に実施されている。

骨盤底筋群のケアについても、期間は産後6週間以降、かつ産後健診後とされており、骨盤底筋群のケアを受けるには、産後健診の実施が必須となっている¹⁵⁶。

ウ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・適用要件

子どもが満3歳になるまで育児休暇の取得が可能となっている。両親それぞれが3年間取得することができ、同時あるいは交代で取得することも可能である¹⁵⁷。

b. 休業中の給付

育児分担当手当 (PreParE)

子どもが1歳になるまで、両親それぞれに6か月間給付される。月額422.21ユーロで、過去8四半期(24か月)社会保障料を負担していることが適用条件となっている。もし、規定労働時間の50%以下のパート労働をしている場合は月額272.94ユーロ、規定労働時間の50～80%のパート労働をしている場合は月額157.44ユーロとなる。第2子以降については3歳になるまで延長受給が可能であり、第1子のみでも、子の預け先が見つからない場合には3歳になるまで延長受給可能となっている。収入が家族補足手当の上限に達していないことが条件。また、延長受給の場合、両親のうち少なくとも1人は仕事をしている必要がある¹⁵⁸。

増額育児分担当手当 (PreParE majorée)

子どもが1歳になるまで、両親それぞれに8か月間支給される。月額690.13ユーロ。育児分担当手当の受給資格のある者で、第3子以降の子育てのために完全に休業する場合かつ子の出生直前の過去5年間に8四半期分以上の年金保険料を支払っている場合に受給可能となる。社会保険料一部免除で、非課税である¹⁵⁹。

¹⁵⁶ フランス国民健康保険Webサイト「ameli.fr」

<https://www.ameli.fr/assure/sante/themes/accouchement-et-nouveau-ne/suivi-domicile>

¹⁵⁷ 労働政策研究・研修機構「フランスにおける父親の育児休業制度」

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/france.html

¹⁵⁸ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare>

¹⁵⁹ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare>

(イ) 保育サービス¹⁶⁰

託児所

対象は生後2か月～3歳で、また義務付けられている予防接種を受けていることを条件に預けられる。その内容によって種類がいくつかあり、集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するペアレント保育所などがある。費用については、行政が定めた基準により、所得や扶養家族数によって決まる。

認定保育ママ

認定保育ママには、主に6歳未満の子を預けることができる。費用は、利用者と認定保育ママとの間で自由に取り決めを行うことができるが、保育者へは1時間当たり3.33ユーロ（税引き前）以上の報酬を支払うルールが存在する。

保育を活用している場合、保育方法自由選択補足手当が活用でき、子が6歳になるまで給付を受けられる。受領資格に所得制限はないが、給付額は、所得額や扶養家族数によって、行政が定めた基準により決まる。

利用するサービスに応じて家族手当金庫から毎月手当が支給される。0歳から3歳までは188.52～498.33ユーロ、4歳から6歳までは94.26～249.17ユーロとなっている¹⁶¹。

(ウ) 児童手当¹⁶²

20歳未満の児童を2人以上扶養している者が対象となる。家族手当の額については、子の年齢や数で変動する。例えば、子ども2人の場合、年収7万1,194ユーロ以下だと、月額139.84ユーロが給付される（14歳以上の子どもには、69.92ユーロが加算される。）。年収が7万1,194～9万3,339ユーロだと、月額69.92ユーロが給付される（14歳以上の子どもには、34.96ユーロが加算される。）。年収9万3,339ユーロを超えると、月額34.96ユーロが給付される（14歳以上の子どもには17.48ユーロが加算される。）。所得による制限はないが、上述の通り、支給額は所得によって変動する¹⁶³。

¹⁶⁰ 海外情勢報告2021フランス

¹⁶¹ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/le-complement-de-libre-choix-du-mode-de-garde-cmg>

¹⁶² 海外情勢報告2021フランス

¹⁶³ フランス各省庁ポータルサイト

[https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213](https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=0&quest2=1&quest=)

(エ) 税制

N分N乗方式による所得税の課税方式が適用される¹⁶⁴。

(オ) 高等教育の修学支援

基本的に授業料は無料で、学籍登録料を支払う仕組みになっている。2022年度の学籍登録料は、大学が年間170ユーロ、大学院修士課程が年間243ユーロ、大学院博士課程が年間380ユーロとなっている¹⁶⁵。

(カ) 医療費補助

一般医を受診した場合、6歳未満は21ユーロまで、6～16歳は17.50ユーロまで補助が支給される。受診先（一般医／小児科／専門医）と受診内容、子どもの年齢等によって補助額に変動がある¹⁶⁶。

(キ) その他の支援

ひとり親支援手当

ひとり親でもう一方の親からの養育費が月額184.41ユーロ未満の場合、子ども1人当たり月額184.41ユーロに満たない不足分が支給される¹⁶⁷。

養子手当

養子縁組に係る費用の補填として、20歳未満の子を養子にした場合、1人当たり定額2,007.95ユーロが支給される¹⁶⁸。

また、養子縁組休暇として、出産休暇の産後休暇・育児休暇と同様に休暇の取得が可能となっている¹⁶⁹。

¹⁶⁴ フランス経済・財務省

<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/quotient-familial#:~:text=Le%20quotient%20familial%20d%C3%A9signe%20le,situation%2C%20charges%20de%20famille>).

¹⁶⁵ 横浜国立大学経営学部 吉森賢「技術者高等教育のフランス・ドイツ比較」

<https://www.cba.ynu.ac.jp/gakkai/kaisi/pdf/40-2-5.pdf>

¹⁶⁶ フランス社会扶助制度Webサイト

<https://www.aide-sociale.fr/prix-consultation-medecin/>

¹⁶⁷ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15928>

¹⁶⁸ フランス社会扶助制度Webサイト

<https://www.aide-sociale.fr/la-prime-a-la-naissance-et-adoption-caf/>

¹⁶⁹ JETRO「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202205.pdf

5. アメリカ

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960年の合計特殊出生率は3.65で、1976年には1.7台まで低下した後、再び上昇し、2000年代には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある¹⁷⁰。2021年の合計特殊出生率は1.66となっている¹⁷¹。

イ 人口の状況

2021年の人口は約3億3,189万人で、2020年の年少人口割合は18.3%、65歳以上の老年人口割合は16.8%である¹⁷²。

ウ 人種構成

外国人流入人口は1995年に72万177人、2010年には104万2,625人と年間100万人を超えていたが、2020年は70万7,362人と、前年まで100万人台で推移していた水準から大幅に減少している¹⁷³。

2020年の母親の人種別出生率は、白人が1.55、アフリカ系アメリカ人が1.71、ネイティブアメリカン／アラスカ原住民が1.52、アジアが1.39、ネイティブハワイアン及び太平洋諸島民が2.14、ヒスパニックが1.88となっている¹⁷⁴。

エ 結婚

1990年の女性の平均初婚年齢は23.9歳であったが、2005年に25.3歳、2021年に28.6歳と晩婚化が進行している¹⁷⁵。

オ 出産

出生数は、1960年に425万7,850人、1990年に415万8,212人、2021年に365万9,289人となっている¹⁷⁶。

第1子出生時の母親の平均年齢は、2000年で24.9歳、2010年で25.4歳、2020年では27.1歳と晩産化が進行している¹⁷⁷。

出生順位別構成割合をみると、第1子で38.1%、第2子で32.1%、第3子以降は29.8%

¹⁷⁰ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷¹ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷² 国際連合データ

¹⁷³ OECD International Migration Database

¹⁷⁴ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷⁵ OECD Family Database

¹⁷⁶ OECD Family Database

¹⁷⁷ OECD Family Database

となっている¹⁷⁸。

婚外子の割合は、1980年で18.4%、2000年で33.2%、2018年で39.6%と増加傾向にある¹⁷⁹。

カ ワークライフバランス

15歳から64歳の女性の就業率は、2000年で67.8%、2010年で62.4%、2021年で64.6%となっている¹⁸⁰。同じ年齢層で0～2歳の子どもを持つ女性の就業率は2005年で54.6%、2012年で54.4%、2019年で61.0%、同じ年齢層で3～5歳の子どもを持つ女性の就業率は、2005年で64.3%、2012年で63.0%、2019年で67.6%となっている¹⁸¹。

6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は、2018年の調査で3.07時間となっており、そのうち育児に関連した時間は1.11時間である¹⁸²。15歳～64歳の男性が買い物、家族の世話、育児等の無償労働に従事した時間は2.46時間である。また、男性就業者の長時間労働者の割合（週49時間以上）は2010年に20.7%、2015年に21.1%、2020年に18.3%となっている¹⁸³。

キ 貧困

0～17歳の子どもの貧困率は、2000年に22.4%、2019年に22.3%、2021年に13.7%である¹⁸⁴。

ク 給付

2018年の家族関係社会支出の対GDP比は0.62%で¹⁸⁵、2019年の国民負担率（対国民所得比）は32.4%であった¹⁸⁶。

（2）各分野の支援状況

ア 妊娠支援

（ア）不妊治療支援

国単位での支援制度は設けられていない一方で、州単位では不妊治療に対する支援や助成額が異なる。また、不妊治療に対して社会保険は適用されない¹⁸⁷。

¹⁷⁸ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷⁹ OECD Family Database

¹⁸⁰ OECD Stat. Employment rate

¹⁸¹ OECD Family Database

¹⁸² 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

¹⁸³ OECD Time Use Survey

¹⁸⁴ OECD Poverty rate

¹⁸⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁸⁶ 財務省「国民負担率の国際比較」

¹⁸⁷ 厚生労働省「諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究」

(イ) 妊娠手当

妊娠により健康上の理由で仕事に従事できない時に、障害年金を受給できる¹⁸⁸。

イ 子育て支援

(ア) 育児休業

満1歳までの子どもを持つ両親を対象とする。両親がそれぞれ12週間取得可能で、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間取得可能となる。取得期間の分割や、時間単位での取得が可能となっている。休業中の給付はない¹⁸⁹。ただし、2019年より国家公務員については、12週間の有給休暇が取得可能である¹⁹⁰。

(イ) 保育サービス

全国統一的な保育制度の整備がされておらず、政府が州に対して財政的支援を実施し、州政府が施設整備や職員配置基準などを定めている¹⁹¹。

(ウ) 税制

児童税額控除（17歳未満）がある。児童1人当たり年額2,000ドルとなり、控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除として、勤労所得のうち、2,500ドルを上回った部分の15%か1,400ドルのいずれか少ない額までの給付となる¹⁹²。

扶養控除は、17歳以上の子ども1人につき、500ドルの返済不要のクレジットを請求できるものである。ただし、個人納税者番号が必要となる¹⁹³。

子どもの保育等に支出した費用の最大35%を控除対象とする、保育費用等控除も設けられている¹⁹⁴。

¹⁸⁸ American Pregnancy Association

<https://americanpregnancy.org/healthy-pregnancy/first-year-of-life/pregnancy-insurance/>

¹⁸⁹ アメリカ合衆国労働省

<https://www.dol.gov/general/topic/benefits-leave/fmla#:~:text=The%20Family%20and%20Medical%20Leave,be%20maintained%20during%20the%20leave.>

¹⁹⁰ アメリカ合衆国労働省

<https://www.dol.gov/general/jobs/benefits/paid-parental-leave>

¹⁹¹ 一般社団法人平和政策研究所 <https://ippjapan.org/archives/1665>

¹⁹² 消費者金融保護局

[https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/guide-to-filing-your-taxes/#:~:text=more%20qualifying%20children-,The%20child%20tax%20credit%20\(CTC\),have%20earned%20more%20than%20%242%2C500.](https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/guide-to-filing-your-taxes/#:~:text=more%20qualifying%20children-,The%20child%20tax%20credit%20(CTC),have%20earned%20more%20than%20%242%2C500.)

¹⁹³ アメリカ合衆国内国歳入庁

<https://www.irs.gov/newsroom/irs-takes-new-steps-to-ensure-people-with-children-receive-500-economic-impact-payments>

独立行政法人労働政策研究・研修機構

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/usa.html

¹⁹⁴ 厚生労働省

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2005/055011/200500033A/200500033A0005.pdf>

(エ) 高等教育の修学支援

高等教育の修学支援としては、連邦政府から支給される奨学金（financial-aid）¹⁹⁵と連邦政府及び州政府から支給される助成金（grant）¹⁹⁶の2種類がある。奨学金は学資困難者へ支給され、連邦政府からの助成金の受給要件に該当するほど家庭の財政状況が厳しくはないものの、学費全額を支払えるほどの財政状況ではない場合に、学費全額と自己負担額との差額分を受給できる。

助成金は、連邦政府の国家予算から支給されるタイプと州政府から支給されるタイプに大別される。前者は学士号を取得していない学生や、家庭の財政状況が非常に深刻な学部生などが対象となる。支給条件は当該州民であることとされており、条件は細分化されている。

州政府や市が独自に提供している学費の無償化プログラムが存在する。例えば、メリーランド州ボルティモア市のボルティモア市シティカレッジでは、授業料無償で準学士号（アソシエイト）を取得し、アソシエイトとなった学生は、市と提携しているコペン州立大学で学士号を無償で取得できる¹⁹⁷。ニューヨーク州においても同様のプログラムがあるが、年収要件があり、世帯の総所得 12 万 5,000 ドル以下、12 か月以上ニューヨーク州に居住しているなどが要件とされている。ニューヨーク州立大学とニューヨーク市立大学がプログラムの対象である¹⁹⁸。

(オ) 医療費補助

児童医療保険プログラム（CHIP）：子どものいる低所得者、世帯所得が一定ライン未満の世帯の子ども、幼児に対してメディケイド（低所得者向け医療保険制度）¹⁹⁹が医療サービスを提供している。

(カ) その他の支援

米国には、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない²⁰⁰。ひとり親世帯、子育て世帯、寡婦、障害者などを含む低所得世帯を対象とする、勤労所得税額控除制度（Earned Income Tax Credit: EITC）が存在する。控除額は所得や子の人数等によって変動するが、例えば、子2人世帯の場合、最大 6,604 ドルが控除対象となる。養子縁組が成立した場合、実子と

¹⁹⁵ アメリカ合衆国公式サイト

<https://www.usa.gov/financial-aid>

¹⁹⁶ アメリカ合衆国助成金公式サイト

<https://www.grants.gov/web/grants/search-grants.html>

¹⁹⁷ ボルティモア市シティカレッジ「市長の奨学生プログラム」

<https://www.bccc.edu/msp>

¹⁹⁸ ニューヨーク市ウェブサイト「ニューヨーク州立大学とニューヨーク私立大学の学費無償」

<https://portal.311.nyc.gov/article/?kanumber=KA-02113>

¹⁹⁹ アメリカ合衆国メディケイドサービスセンターWebサイト

<https://www.medicaid.gov/chip/index.html>

²⁰⁰ 厚生労働省『2021年海外情勢報告』

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t1-03.pdf>

同様に、税控除を含む負担軽減措置の対象となる²⁰¹。

また、子育て世帯、妊婦等の貧困世帯を対象とする、貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families: TANF）制度があり、州政府が現金給付を実施する際、連邦政府が州政府に対して定額を補助する²⁰²。

²⁰¹ アメリカ合衆国連邦歳入庁ウェブサイト「勤労所得税額控除制度に係る表」（2023年）

<https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/earned-income-and-earned-income-tax-credit-eitc-tables>

²⁰² アメリカ合衆国保健福祉省

<https://www.hhs.gov/answers/programs-for-families-and-children/what-is-tanf/index.html#:~:text=TANF%20stands%20for%20Temporary%20Assistance,to%20run%20the%20TANF%20program.>

6. シンガポール

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960年には5.76と高水準であったが、1970年代に急速に低下し始め、1986年には1.43を記録したが、1990年に1.83と多少回復の兆しが見られた。その後、2005年をピークに出生率は低下、2015年には一旦上昇して1.24となるが、再び低下傾向が続いており、2021年の合計特殊出生率は1.12となっている²⁰³。

イ 人口の状況

1970年に187万人だったシンガポールの人口は増加を続け、2000年は298万人、2022年は355万人となっている。その間、1970年には41%と非常に高かった年少人口割合が、2000年には約半数の22.5%まで低下、その後も低下傾向は続き、2022年には15%となった。一方、1970年には3%と非常に低かった老年人口の割合は、2022年には18.4%まで上昇している²⁰⁴。

ウ 人種構成

2021年出生の子どものうち56.9%が中国系、20.3%がマレー系、12.2%がインド系の母親から生まれており、その他の国籍の母親から生まれた子どもの割合は10.6%である。人種別出生率は、中国系が0.96、マレー系が1.82、インド系が1.05となっている(2021年)²⁰⁵。

エ 結婚

2021年の女性の平均初婚年齢は29.1歳である²⁰⁶。

オ 出産

(ア) 出生数

1980年に4万100人だった出生数は2000年には4万4,765人まで上昇したが、その後は低下傾向を示しており、2020年には3万8,590人、2021年には3万4,183人となっている²⁰⁷。

²⁰³ 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」及びシンガポール統計局資料

²⁰⁴ シンガポール統計局資料 (Singapore Department of Statistics Census of Population2020)

²⁰⁵ シンガポール統計局資料 (<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2022.ashx>)

²⁰⁶ シンガポール統計局資料 (<https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/TS/M830158>)

²⁰⁷ シンガポール統計局資料 (<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2021.pdf>)

(イ) 第1子出生時の母親の平均年齢

2020年の第1子出生時の母親の平均年齢は31.0歳であり、2013年の30.3歳、2017年の30.6歳とほぼ横ばいとなっている²⁰⁸。

(ウ) 出生順位別構成割合

2021年の出産における出生順位別構成割合は、第1子が46.3%、第2子が36.3%、第3子が12.1%、第4子以降が5.4%となっている²⁰⁹。

(エ) 婚外子の割合

婚外子の割合は、2000年が1.0%、2010年が1.5%、2021年は0.8%と低い水準を保っている²¹⁰。

(2) 各分野の支援状況

ア 結婚支援

(ア) 出会い支援

政府（社会・家族開発省の社会開発ネットワーク）がウェブサイトにて様々なデートイベントの告知や、デートマニュアルを公開するなどの結婚支援プログラムを提供している。民間イベント開催の補助金として、政府が民間の結婚紹介所に対して上限5万Sドルを補助する²¹¹。

(イ) 結婚時の経済的支援

政府（結婚登録局（Registry of Marriages: ROM））が指定する、結婚準備プログラム（Marriage Preparation Program: MPP）に参加したカップルに対して、参加費用の一部（70Sドル）を政府が補助する。プログラムについては、民間団体などが実施主体となり、指定プログラムの中から受講者が選択する²¹²。企業、非営利組織、学校など各種団体が、「出会い」を促進するプログラムを提案している。政府系の「社会開発ネットワーク」（Social Development Network）が、これらのプログラムの実施経費を助成する²¹³。住宅開発庁が新築又は中古の公営住宅を販売する際、既に結婚している世帯、又はこれから結婚するカップルを販売の対象としている。部屋数に応じて、所得制限が設けられている²¹⁴。

²⁰⁸ シンガポール統計局資料

²⁰⁹ シンガポール入国管理局資料

²¹⁰ Report on registration of births and deaths 2021

²¹¹ 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/mail-magazine/201608-sin-marriage_support/

²¹² シンガポール社会家族開発省

<https://www.msf.gov.sg/policies/Marriages/Preparing-for-Marriage/Pages/default.aspx>

²¹³ シンガポール社会家族開発省

<https://www.msf.gov.sg/policies/Marriages/Pages/Finding-a-Partner.aspx>

²¹⁴ シンガポール住宅開発庁

<https://www.hdb.gov.sg/residential/buying-a-flat/flat-and-grant-eligibility/couples-and-families>

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

生殖補助医療に関しては 40 歳未満の女性を対象とする。生殖補助医療（ART）の適用回数は各治療最大 3 回である。40 歳以上の女性に対する既存の 6 回の生殖補助医療費のうち、最大 2 回分を政府が助成する。ただし 40 歳以前に生殖補助医療（ART）又は人工授精を試みたことがある場合に限る。助成金は生殖補助医療（ART）治療の場合、新鮮胚移植に最大 7,700S ドル、冷凍胚移植に最大 2,200S ドルとなる。子宮内人工授精（IUI）手続の場合、治療サイクル当たり 1,000 ドルを上限として最大 75%となる。

シンガポールにおける医療保険に類似する制度として医療費補助（MediSave、以下「メディセイブ」という。）口座がある。不妊治療については、夫婦のメディセイブ口座から、治療費に充当する形で政府の助成を受けられる。メディセイブ口座から引き出しが可能な上限額は、1 サイクル目 6,000S ドル、2 サイクル目 5,000S ドル、3 サイクル目 4,000S ドルとなっている²¹⁵。

(イ) 妊娠手当

妊娠手当はメディセイブ口座から出産前の医療費として引き出し可能である。妊娠・出産にかかる医療費、出産費用、入院費を充当できる²¹⁶。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

出産日以前の労働期間が 90 日以上の場合を対象とする。子がシンガポール国籍の場合、産前 4 週間、産後 12 週間（最大 16 週間）の産前・産後休暇を取得できる。シンガポール国籍以外の場合、産前 4 週間、産後 8 週間（最大 12 週間）取得できる。出産休暇による休業中は、休暇前賃金の 10 割が補償される。国籍がシンガポールの場合、16 週間全期間支給される。シンガポール国籍以外の場合、12 週間のうち 8 週間のみ支給される。父親育児休業の取得可能期間は、出生後 16 週間以内に、連続して 2 週間となっている。所得は補償される有給休暇となる²¹⁷。休暇の間、雇用主は休暇取得者に対し、通常の月額給与を支払うが、第 1 子、第 2 子については、8 週分を雇用主が負担し、8 週分を政府が負担する。第 3 子以降については、16 週分の月額給与は政府負担となる²¹⁸。

²¹⁵ シンガポール保健省

<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/marriage-and-parenthood-schemes>

²¹⁶ 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/03/21_Fukushi.pdf

²¹⁷ 厚生労働省「海外情勢報告2018」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t5-09.pdf>

²¹⁸ シンガポール人材省「出産休暇の要件と取得」

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/maternity-leave/eligibility-and-entitlement>

(イ) 出産等費用の助成

前述のとおり、妊娠手当同様、メディセイブ口座から出産費用として引き出し可能である。帝王切開、経膈分娩など出産方法により利用可能な上限額が異なる。例えば、帝王切開の場合、出産費用 2,150S ドル、出産前費用 900S ドル、4 日間の入院費用 1,900S ドルが上限とされている²¹⁹。

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

両親がそれぞれ最大で年間 6 日の有給育児休業を取得できる。子がシンガポール国籍、又は親がシンガポールの永住者である場合、有給育児休業の取得対象となる。永住者でない外国人の場合、年間 2 日間の育児休業（有給）を取得できる。

ただし、同一の雇用主で少なくとも 3 か月以上、又は自営業として収入を得ていた期間が 3 か月以上であることが要件とされる。子の人数に関わらず、最も年齢の低い子が満 7 歳に達するまで、毎年有給育児休業の取得対象となる²²⁰。

(イ) 保育サービス

保育サービスには幼稚園と保育所（チャイルドケアセンター）があり、政府の認可を受けた保育園に入園する場合に乳児、保育園児の補助金制度がある。生後 2 か月から 6 歳までの幼児を対象とする。補助内容は 150～600S ドルとなり、雇用状況・託児時間等により変動する。低所得世帯向けに追加的補助金がある。幼稚園費用補助金は、低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度であるため、家計収入が月 1 万 2,000S ドル以下か総収入が 3,000S ドル／人以下の家庭を対象とする。補助内容は 21～170S ドルで、扶養家族の数に応じて変動する²²¹。

(ウ) 児童手当

児童手当としてベビーボーナス現金支給とベビーボーナス子ども育成口座がある。ベビーボーナス現金支給は生後 18 か月までの児童を扶養している者を対象とする。ベビーボーナス子ども育成口座は 12 歳未満の児童を扶養している者を対象とする。ベビーボーナス現金支給は第 1 子・第 2 子・第 3 子以降で支給額は変動し、第 1 子・第 2 子の場合、

²¹⁹ 中央積立基金

<https://www.cpf.gov.sg/member/healthcare-financing/using-your-medisave-savings/using-medisave-for-hospitalisation>

²²⁰ シンガポール人材開発省

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/childcare-leave/eligibility-and-entitlement>

²²¹ 「シンガポールの政策2021年改訂版」

シンガポール教育省

<https://www.moe.gov.sg/preschool/moe-kindergarten/fees>

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/05/21_Fukushi.pdf

総額 11,000S ドルが支給され、第 3 子以降には総額 13,000S ドルが支給される。子ども育成口座 (Child Development Account) は、子どもの口座に親が預金した額と同額が一定額を上限として振り込まれる。第 1 子は 4,000S ドル、第 2 子は 7,000S ドル、第 3、4 子は 7,000S ドル、第 5 子以降は 15,000S ドルである。児童手当の支給に所得制限は設けられていないが、シンガポール国民であることが条件となる²²²。子ども育成口座については、2016 年から、未婚のひとり親世帯も支援対象に拡大された²²³。

(エ) 税制

16 歳未満若しくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親又は母親いずれかを対象に扶養子ども控除を受けることができる。児童 1 人当たり年額 4,000S ドルの控除を受けられる。

就業母親子ども控除も設けられており、第 1 子は収入の 15%、第 2 子は収入の 20%、第 3 子以降は収入の 25%が控除される。

12 歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、就業している女性が子どもの保育を祖父母に頼んだ場合、保育支援祖父母控除として児童 1 人当たり年額 3,000S ドルの優遇措置が与えられる²²⁴。

共働きの夫婦が外国人の家事労働者を雇用する場合、雇用者は、日本の国保・年金に当たる「中央積立基金」に代わり、家事労働者税 (いわゆるメイド税) の課税対象となる。ただし、雇用主が支払ったメイド税は、控除対象とされており、外国人家事労働者 1 人につき、前年に支払ったメイド税の 2 倍相当の額をメイド税控除として申告できる²²⁵。

²²² シンガポール政府サイト

<https://www.madeforfamilies.gov.sg/support-measures/raising-your-child/financial-support/baby-bonus-scheme>

²²³ シンガポール社会・家庭振興省「ひとり親への税制優遇措置及びベビーボーナス」

<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Tax-Rebates-and-Baby-Bonuses-to-Single-Parents.aspx>

²²⁴ 「シンガポールの政策2021年改訂版」

²²⁵ シンガポール人材開発省

<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/foreign-domestic-worker-levy/levy-concession>

Homage

[https://www.homage.sg/fdw-levy-concession/#:~:text=The%20Foreign%20Domestic%20Worker%20\(FDW\)%20Levy%20Concession%20allows%20families%20to,ones%20at%20any%20one%20time.](https://www.homage.sg/fdw-levy-concession/#:~:text=The%20Foreign%20Domestic%20Worker%20(FDW)%20Levy%20Concession%20allows%20families%20to,ones%20at%20any%20one%20time.)

シンガポール政府Webサイト

[https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/foreign-domestic-worker-levy-\(fdwl\)-relief#title3](https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/foreign-domestic-worker-levy-(fdwl)-relief#title3)

(オ) 高等教育の修学支援

授業料補助金制度は、シンガポールでの高等教育にかかる費用を支援するために、政府によって導入された制度である。現在、高等教育機関のフルタイムのディプロマコース又は学部課程に在籍する学生が対象となっている（既存の政策に基づくガイドラインに従うこと）。シンガポール国籍の者は申請の必要がなく、自動的に授業料補助金が授与される。また、シンガポール市民には保証金の支払い義務はない。シンガポール人以外の学生（シンガポール永住権保持者を含む）については、授業料補助金制度で受け取る補助金と引き換えに、授業料補助金の申請（MOE の承認が必要）及び卒業後 3 年間シンガポール企業で働くことを契約上義務付ける授業料補助契約への署名が必要とされる。国立大学、国立ポリテクニク（高専に相当）も減免措置の対象となる。ただし、卒業後にシンガポール国外での就職を希望する外国人の学生については、授業料全額を納付することとなる²²⁶。

(カ) 医療費補助

ベビーボーナス子ども育成口座があり、（子どもが 12 歳になるまで）口座内の預金を医療費に活用することが可能となっている。

(キ) その他の支援

養子支援として養子休暇がある。養子休暇は 12 か月以内の新生児を養子にした場合、母親は 12 週間の有給休暇を取得できる²²⁷。

²²⁶ シンガポール教育省「授業料補助オンライン」
<https://tgonline.moe.gov.sg/tgis/normal/index.action>

²²⁷ シンガポール労働省
<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/adoption-leave>